

## 平成28年知内町議会第1回定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成28年3月3日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年3月3日（木） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成28年3月3日（木） 午後 5時00分
  
- ◎ 出席議員
  - 1番 西山和夫
  - 2番 木村一
  - 3番 松井盛泰
  - 4番 泉政栄
  - 5番 敦澤良子
  - 6番 五十嵐捷爾
  - 7番 谷口康之
  - 8番 吉田峰一
  - 9番 森永勉
  - 10番 伊藤政博
  
- ◎ 会議録署名議員 4番 泉政栄 7番 谷口康之
  
- ◎ 欠席議員 なし
  
- ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員
  - 町長 大野幸孝
  - 副町長 網野眞
  - 総務企画課長 手塚恵一
  - 総務企画課政策室長 小田島伸二
  - 地域創生推進室長 島津泰博
  - 生活福祉課長 松崎輝幸
  - 産業振興課長 西野俊一
  - 建設水道課長 佐々木孝幸
  - 建設水道課主任技師 佐藤和人
  - 出納室長 松本泰行
  - 教育長 田中健一
  - 教育次長 田中志津夫
  - 高校事務長 田中志津夫
  - スポーツセンター長 上村政美
  - 代表監査委員 村上壽
  
- ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名
  - 議会事務局長 村上義久
  - 議事係長 上野真吾

## 平成 2 8 年知内町議会第 1 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 2 8 年 3 月 3 日 (木) 午前 9 時 3 0 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4 番、泉 政栄君 7 番、谷口康之君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7		追跡質問
第 8	議案第 1 号	知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
追加日程 第 1	議案第 29 号	町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を 改正する条例について
追加日程 第 2	議案第 30 号	議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例に ついて
第 9	議案第 2 号	平成 2 7 年度知内町一般会計補正予算(第 7 号)について
第 10	議案第 3 号	平成 2 7 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) につ いて
第 11	議案第 4 号	平成 2 7 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) につ いて
第 12	議案第 5 号	平成 2 7 年度知内町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
第 13	議案第 6 号	平成 2 7 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) につ いて
第 14	議案第 7 号	平成 2 7 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 15	議案第 8 号	平成 2 7 年度知内町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
第 16	報告第 1 号	平成 2 7 年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について
第 17		平成 2 8 年度知内町行政執行方針について (町 長)
第 18		平成 2 8 年度知内町教育行政執行方針について (教育長)

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

皆さん、おはようございます。

平成 2 8 年知内町議会第 1 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等をもとに平成 2 8 年度予算を審議する重要な議会であります。予算は 1 年限りのものとはいえ、その波及効果は後年に大きく影響することは当然のことです。本年度は、第 6 次知内町まちづくり総合計画がスタートしますが、この

ような中で、議員各位は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、町政の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望を諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。本定例会の議事運営に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員は、10人です。

定足数に達していますので、平成28年第1回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、泉政栄君及び7番、谷口康之君を指名します。

---

## ● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る2月26日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

### ◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、私の方から委員会報告をさせていただきます。

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成28年知内町議会第1回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成28年3月3日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成28年知内町議会第1回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年3月3日提出。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、2月26日。出席委員、敦澤、木村、西山、谷口、森永。欠席委員なし、説明員なし。事務局、村上、上野。2、会期について。今定例会の会期は、3月3日木曜日から9日水曜日までの7日間としたい。3、議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、議案28件、報告1件、行政執行方針2件、意見書案4件、議長発議4件である。2ページをお開きください。5、

意見書案について。提出案件は、別紙のとおり4件である。6、知内町まちづくり総合計画調査特別委員会への付託について。議案第9号、第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）については、議員全員で構成する「知内町まちづくり総合計画調査特別委員会」に付託し、審査する。7、予算審査特別委員会の設置について。新年度予算に関連する議案第10号から第22号までの13議案については、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これを付託し審査する。8、議長の諸報告、説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。9、その他、3月6日日曜日、午前9時30分からサンデー議会を開催する。以上、報告とさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり進めてまいります。

---

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員長から報告があったとおり、本日から3月9日までの7日間にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月9日までの7日間に決定しました。なお、只今、委員長報告のとおり、サンデー議会を3月6日に開催しますので、ご承知おきください。

---

● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成27年知内町議会第4回定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職の出席要求については、お手元に配付のとおりでありますので、ご承知ください。これで議長の諸報告を終わります。

---

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

おはようございます。平成28年第1回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報

告を申し上げます。

平成27年第4回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第1点目は、まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定にかかる答申についてであります。平成27年6月26日にまちづくり総合計画審査会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略策定等委員会の藤谷会長に対し諮問していた、総合計画・総合戦略の策定について、平成28年2月19日に開催された第6回審議会、委員会で、それぞれ計画戦略策を妥当と認める答申を受けたところであります。答申書については、別紙資料1、資料2として添付をさせていただきました。

2点目は、貨物新幹線構想の推進による旧JR知内駅の再活用に向けた懇談会の開催についてであります。トレイン・オン・トレイン構想に代わり、JR北海道が検討に着手した貨物新幹線構想の推進による旧JR知内駅の再活用と町の活性化に向け、関係機関との懇談会を開催をさせていただきました。最初に2月22日に北海道渡島総合振興局三戸部局長、同じく中島部長に対して面談をさせていただいたところであります。2月24日に北海道総合政策部渡邊総合企画監、同じく本間新幹線推進室長、そして、JR北海道本社森新幹線推進本部新幹線計画部長、さらには北海道議会の新幹線総合交通体系対策特別委員会の長尾委員長、志賀谷副委員長、富原委員、笹田委員にそれぞれ要請をさせていただいたところであります。町の出席者は、私のほかに森永副議長、西山総務文教常任委員長、谷口経済民生常任委員長、そして、カートレイン等基地整備促進期成会の齊藤会長、繁田理事、随行で小田島が随行しております。懇談資料については、別紙資料3として添付をさせていただいておりますので、お目通しをしていただければと思います。

次に第3点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。平成28年第1回定例会が平成28年2月12日に開催され、議案第1号の平成28年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算、同じく議案第2号の平成27年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算について、発議案第1号として、閉会中の所管事務調査については、いずれも原案どおり可決されたところであります。

次に第4点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。平成28年第1回定例会が平成28年2月18日に開催され、議案第1号の北海道後期高齢者医療広域連合行政不服審査法施行条例について、議案第2号の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第3号の平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、議案第4号の平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について、議案第5号の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号の平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、同じく議案第7号の平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算について、いずれも原案どおり可決されたところであります。

次に第5点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。28年第1回定例会が2月26日に開催され、議案第1号、職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第2号の渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について、議案第3号の平成27年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）について、議案第4号の積立金の処分について。議案第5号の平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計予算については、いずれも提案どおり可決されたところであります。

第6点目は、低気圧による暴風・高波被害についてであります。去る1月18日から1

9日の低気圧による暴風で、次の被害が発生致しました。農業用ビニールハウス6棟の一部倒壊、破損の被害で、被害額112万円、ハマナス地区の農地海岸離岸堤で一部崩壊の被害があり、被害額は今現在、調査中であります。また、木質資源貯蔵施設チップ工場のカーテンゲート全壊の被害があり、被害額として102万6千円、また、中の川漁港の越波で、漁港用地においてアスファルト舗装剥離等の被害、さらには、森越、福井谷地地区の船揚場のコンクリート部の大破、地盤流出等の被害、さらには、前浜地区の船揚場で大型土嚢破損の被害があり、いずれも被害額は調査中であります。さらには、涌元地区、そして、中の川地区の養殖施設、コンブ、ワカメ、カキの被害があり、被害額は2,872万2千円となっております。なお、離岸堤や漁港用地については、早急な復旧を北海道へ要請しているところであります。以上6点について、ご報告を申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、行政報告を終わります。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告書について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 委 員 長 (西山和夫)

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成27年度における総務文教常任委員会の所管事務調査に関わる結果について、別紙のとおり報告する。

平成28年3月3日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

平成27年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成28年3月3日提出。知内町議会総務文教常任委員会委員長、西山和夫。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成27年11月30日、月曜日、1日間。2、調査委員、西山、木村、松井、泉、五十嵐、吉田、森永、各委員であります。3、説明員、田中教育長、石田学校教育係長、4、事務局員、村上事務局長、上野係長。5、調査事項(1)学校における不審者対応について。

6、調査意見

(1)学校は、教育の場であるとともに児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、子どもたちにとって安全で安心な環境が確保されていることが基本である。

本町では、教育委員会が作成した指針を基に、各学校において異なる立地条件や、環境・人材などを検討し、不審者対応マニュアルが作成されているが、非常時に有効に機能するために、防犯教室や防犯訓練を行い、子どもたちの安全に繋がるよう、その都度見直しを行うことが重要と考える。なかでも、地域とともにある学校づくりを目指し

コミュニティスクールが進められている学校の不審者対応については、学校開放とセキュリティを両立させることは大変難しい問題であるが、より緊張感を持ち、日頃から訓練等を行い、不審者対応経験を培っていかねばならないと思われる。なお、通常時の不審者対応にかかる体制は問題ないとしても、学芸会の様な保護者など多くの方が来校するイベントの際には、玄関での訪問者の確認など対応しきれなくなる状況が考えられることから、教諭等が腕章を身に付けて巡回するなど、犯罪の抑止に繋がる対応も必要と思われる。

さらには、夜間のセキュリティ対策について、不審者対応としては、児童生徒が生活している日中のみならず、夜間においても校内への侵入を防ぐことも重要と考えるが、現在は学校管理者による対応となっており、セキュリティとして不十分であると感じられることから、今後は民間の警備会社による監視・警備を充実させ、児童生徒が安全で安心な学校生活をおくることができるよう努められたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

---

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』行います。

順番に発言を許します。質問ありませんか。

1番、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

前回、湯ノ里地区の今後の戦略ということで、一般質問をさせていただきました。その中で、集落支援センターを構築できないかということで、町長に提案をさせていただき、町長も前向きに検討をしていきますということで、答弁をいただきました。それで、今回、前向きということもありましたので、現在、その集落支援センターを活用して、生かす方向性等、内部検討されているのか、そのことをお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

全国的に集落支援センターを設置している集落機能を維持するための活動をしている状況があるということは、承知しております。きっと議員も島根県の邑南町をきっとネットで見ているのかなというふうに思っていました。それで、湯ノ里地区にあっては、他地域同様に、今、少子化、高齢化が進行しているものと、そして、現状では、地域自体が機能しており、また、地域づくりの意識も高く、そのための体制も整っているというふうに今、考えております。13町内会を見渡しても、湯ノ里地区というのは、いろいろとそういう地域活動が今されておりまして、体制が整っているというふうに今、理解をさせていただいております。その具体例としまして、コミュニティスクールへの地域の関わり、そして、湯の里ゆめ大学の取組み等であります。また、地域ぐるみでの子ども見守り隊活動、それから、高齢者世帯への除雪ボランティア活動、そして、教育大学函館校の地域プロジェクト活動の参加等も今、現実的にございます。現在、町としても、地域資源を生かした湯の里地域の振興策に取り組んでおりまして、新幹線展望塔の整備をはじめとして、メガソー

ラー施設の誘致、さらには湯ノ里自然ふれあい公園、これは仮称でありますけれども、メガが張り付いた残地を使った形で、今、整備をしようというふうに考えております。そんな地域活性化を目指していることについては、既に議員もご承知のことというふうに思っております。しかしながら、地元での買い物ができなくなったり、高齢化によって交通手段がないために、日常生活での不便さを感じている住民が多いということも事実であります。このようなことから、町としては、今、デマンドバスの運行、さらには、買い物支援などについて、実証試験を実施したいというふうに考えておまして、今、総合戦略の中に計画を盛り込ませていただいたところであります。今後にあっては、できるだけ地域での住民自治が維持できる体制を支援するとともに、更に高齢化が進み、湯ノ里地域に限らず、住民による地域活動の維持が困難になることも想定されることから、実情を的確に把握しながら、地域住民と行政だけではなく、様々な機関、団体、さらには、マンパワーの協力を得ながら、集落維持のための方策等について、検討協議をしなければならないというふうに考えているところでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

近い将来、集落の消滅につながるだろうということで、各町村いろいろと施策を展開しながら、それをくい止めるということで、今、必死になっております。今、町長の言われたように、いろいろな施策、デマンド交通ですか、今、検証実験をするということで、予算も上がっております。それらを含めながら、どう今後、進めていくかという話になるんだろうと思いますけれども、ただ、自治、町側が仕掛けても、なかなか集落の住民達がそれを理解してもらい、また、様々な問題を抱えている中で、町主導ではなく、地域、集落主導の中で、そういう支援センターを作ることによって、いろいろ活動できる。ただ、いろいろ課題もそれぞれいろいろな町をみますと、課題は多々あります。知内町も同じだろうと思います。それ以外にも様々な課題が多分見えてくるんだろうな、支援センターをつくることによって、見えてくるんだろうなと思います。ただ、どの町村もその支援センターに関しては、継続したいということで、それぞれ謳っております。それだけいろいろな自治の関係、自治体ありますから、町内会、町の関係もございまして、どっちが主導権を握るかとか、いろいろ課題はあるようでありますけれども、ただ、地域でそういう課題を解決することによって、地域で発信できる、いろいろなものを発信できるということで、それぞれ地域の住民も一生懸命、その課題に向けて関わることができるということで大変、その支援センターを作るという意味合いでは、広がっているのかなと思います。是非、知内町も今、言われたようないろいろな政策を含みながら、そういう支援センター、地元の力も借りながら、町の力もそこに注ぎながら、是非、集落の消滅だけは避けるような方向で進んでいただければ、それが1つの地域のモデルとなって、湯ノ里から発信できるんだろうと思っていますので、是非、よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、西山和夫君の追跡質問を終わります。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、追跡質問を終わります。



◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

それでは、今議会に上程をしております、議案28件、報告1件について、ご説明を申し上げます。

議案第1号は、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づき、俸給表と勤勉手当を改正するものであります。議案第2号は、平成27年度知内町一般会計補正予算(第7号)については、歳入歳出にそれぞれ5,094万7千円を追加し、46億538万3千円とするものであります。補正の主な内容は、情報セキュリティ強化対策事業、公共施設等整備基金積立金、ICTを活用した安心暮らし創造事業委託ほか地方創生関連で7事業、下水道事業整備促進基金積立金などの追加、国民健康保険特別会計繰出金、障がい者介護給付金訓練等給付金、渡島西部広域事務組合負担金、森林整備対策事業補助金、下水道事業特別会計繰出金、奨学資金貸付金などの減額の差引によるものであります。次に議案第3号から議案第7号までは、知内町国民健康保険事業特別会計ほか4特別会計の平成27年度補正予算であります。事業費の確定等により5特別会計合わせて1億7,431万5千円を減額し、13億7,215万4千円とするものであります。議案第8号は、平成27年度知内町水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。事務の予定量の補正並びに収益的収入及び支出の営業収益から404万1千円を減額し1億1,884万2千円に、水道事業費用の営業費用、営業外費用から合わせて109万4千円を減額し、水道事業費を1億2,059万1千円とするものであります。次に議案第9号は、第6次知内町まちづくり総合計画基本構想・基本計画の策定についてであります。平成28年度から37年度までの10か年の本町まちづくりの基本であるまちづくり総合計画を策定したことから、議会の議決を求めるものであります。議案第10号は、知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてであります。平成28年度から32年度までの5か年の知内町過疎地域自立促進市町村計画を策定したことから、議会の議決を求めるものであります。議案第11号、知内町行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の規定に基づき審査会の設置が必要となったことから、必要な事項を定めるものであります。次に議案第12号、知内町行政不服審査法による手数料条例の制定については、行政不服審査法の規定により手数料徴収に関し、必要な事項を定めるものであります。議案第13号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、改正行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を整理するために必要な事項を定めるものであります。議案第14号、知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例については、無料で利用できる対象者の拡大と利便性向上のため回数券設定の種類を増やすため、必要な事項を定めるものであります。議案第15号、知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定については、文化・スポーツ合宿誘致を推進するため、合宿経費の一部を助成するなどの必要な事項を定めるものであります。議案第16号から第21号までは、一般会計ほか5特別会計の平成28年度予算であります。議案第16号の平成28年度知内町一般会計予算についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,396万円と定めるものであります。議案第17号から第21号までの5議案は、知内町国民健康保険事業特別会計ほか特別会計の平成28年度予算であります。5特別会計合わせて予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,664万8千円と定めるもので

あります。議案第22号は、平成28年度知内町水道事業会計予算についてであります。業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。議案第23号、知内町課設置条例の一部を改正する条例については、町行政を円滑且つ効率的に進めるために、組織機構の見直しを図ることとし、本条例の一部を改正するものであります。議案第24号は、渡島西部地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約についてであります。渡島西部地域介護認定審査会委員の任期を変更するため、本規約の一部を変更するものであります。議案第25号、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の制定については、今般、開設致しました、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。議案第26号、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の改正に伴い、水質基準が変更となることから、本条例を改正するものであります。議案第27号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第28号、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例を改正するものであります。報告第1号は、平成27年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

● 議案第1号 知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号、『知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

知内町職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

今回の条例の改正の内容につきましては、資料で行いますので、見だしナンバー1、総務企画課資料1ページをお開きいただきたいと思います。予算説明資料総務企画課関係の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、昨年8月6日の人事院勧告に準拠し、民間給与との格差、0.36%を改善するための給与表の改定及び12月の勤勉手当について、現行0.75を0.85に、0.1か月分引き上げるものであります。また、一番下のその他に記載しておりますが、地方公務員等の一部を改正する法律の運用通知に基づきまして、等級別基準職務表を現行規則規定にしてありますが、それを条例規定に変更するものであります。なお、2ページから9ページには、新旧対照表を掲載してございますので、ご参照をいただきたいと思います。

それでは、議案の6ページに戻っていただきたいと思います。附則と致しまして、この

条例は、交付の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

説明資料の中で、民間給与との格差0.36%を埋めるためという理由がございます。以前も申し上げましたけれども、知内町全体の把握というのはなされていますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。前回のご質問の際にもお話したかと思いますが、なかなか民間企業の給与実態等把握するというのは困難もあって、今現在の町内業者の給与水準というのは把握していないのが現状でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

絶対無理という認識でいますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。給与水準把握する場合、うちの町もそうなのですが、全職員の年齢、それから、前歴、それら等を勘案して、年齢に応じた給与を算出しております。したがって、民間給与におきましても、いつ採用、前歴はどの程度あるのか、それと、今現在給与水準どういふものがあるのかというのを聞き取りしなければならないのですが、なかなか民間企業の方にその辺、全部提出、資料公開していただくというのは難しいのかなということで考えておまして、実際、踏み込んではおりませんが、なかなか照会は厳しいのかなということで思っております。

◎ 委員 長（敦澤良子）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

年代別でもいいんですよね。簡素なやり方で、要するに例えば20代でどのくらい、30代、自分50代ですけども、50代じゃあ、どのくらいもらっているのかという手取りの把握くらいはできるだろうと思うんですよね。やるか、やらないか、多分、その辺だろうと思いますので、是非、その辺も資料として付けていただければ、ありがたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は15分後、10時55分と致します。

( 休憩 午前10時40分 )

( 再開 午前10時55分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を開きます。

お諮りします。只今、町長から議案第29号、『町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について』及び議案第30号、『議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第29号、『町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について』、追加日程第2、議案第30号、『議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。議案第29号、『町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について』を追加日程第1とし、議案第30号、『議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について』を追加日程第2とし、議題とすることに決定致しました。

---

● 議案第29号 町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長 (伊藤政博)

追加日程第1、議案第29号、『町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

議案第29号、町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について。

町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長、副町長及び教育長に対する期末手当支給に関する条例(昭和44年条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料で説明を行いますので、追加予算説明資料1ページをお開きいただきたいと思います。同時に配付しております追加資料です。1ページ。これにつきましては、新旧対照表ですが、今回の改正は、過日開催をされました知内町特別職等報酬審議会の答申に基づき、町長、副町長、教育長の期末手当を現行6月12月合わせま

して年間100分の410を100分の420とし、100分の10を引き上げるものでございます。なお、この引き上げの率につきましては、人事院勧告と同率になってございます。

それでは、議案の方に戻っていただきます。議案の方に戻っていただきまして、附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。また、附則の第2、第3につきましては、特別措置、内払いについての規定となっておりますので、お目通しを願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

先ほどもお伺いしたんですけれども、民間給与との格差0.36、やはり管理職は、せめて、どういう状況にあるのかという努力する必要があるだろうなと思っています。そういう意味では、管理職に対する今、引き上げ条例ですけれども、まず、この確認をしていただくよう強く求めながら、この議案には反対をさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから追加日程第1、議案第29号を採決します。本案を原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第30号 議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第30号、『議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第30号、議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について。

議会議員に対する期末手当支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。

議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員に対する期末手当の支給に関する条例（昭和44年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、100分410を100分の420に改める。

今回の改正につきましては、過日開催をされました知内町特別職等報酬審議会の答申に基づき、議会議員の期末手当を年間100分10引き上げるものであります。附則と致しまして、この条例は、交付の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。また、附則の第2につきましては、内払いについての規定をしておりますので、お目通しを願います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

同じ提案理由になるだろうと思いますけれども、民間給与との格差0.36を埋めるためという話であります。まず、知内全体の業者さん、または、いろいろな方々の労働者の実態を調査する必要がまず、先にあるだろうと考えております。よって、我々も議会の責任として、それらを把握した上で、本当にこの0.36の格差があるのであれば、それはそれでよしという判断をしてもいいんだろうと思います。まず、この数字がどうなのか、即急にこれらの把握をする必要があると思いますので、まず、この提案には反対をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

今、反対討論ありましたが、私は過去に財政面からいろいろと議員の定数、あるいは、報酬の削減等々を議論した経過がございます。その中で、今回、改選期を迎えまして、いろいろと議会議員の候補者等々と話し合った経緯がありますが、ストレートにはなかなか報酬が安いよとは申し上げませんが、ニュアンスとして、そういう形の中で、若い方々からなかなか出づらい部分があるのかなと、こんなことを考えながら、私は今回この提案に対しまして、賛成をしたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから追加日程第2、議案第30号を採決します。本案を原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ● 議案第2号 平成27年度知内町一般会計補正予算(第7号)について

### ◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第9、議案第2号、『平成27年度知内町一般会計補正予算(第7号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第2号、平成27年度知内町一般会計補正予算(第7号)について。

平成27年度知内町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,094万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億538万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第3条、繰越明許費の補正であります。繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

説明につきましては、歳出より行いますので、50ページをお開きいただきたいと思います。

50ページです。1款1項1目議会費から1万6千円を減額し、6,960万7千円とするものです。内容は、3節職員手当等で議会議員の期末手当、職員の勤勉手当改定分として追加するもので、4節共済費は、負担金の率確定等により、それぞれ減額、追加するものです。また、10節交際費では、不用と見込まれる額を減額するものであります。

次のページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に5,109万1千円を追加し、2億6,907万1千円とするものです。内容は2節給料から4節共済費までは、給与改定及び負担金の率確定等により、それぞれ減額、追加をするもので、11節需用費では、不足が見込まれることから消耗品25万円の追加。それと、13節委託料で社会保障税番号制度に伴う通知カード等事務費として、不足が見込まれることから138万8千円を追加。文書管理用サーバー設置業務では、事業費確定により19万円の減額、情報セキュリティ強化対策事業委託料として、4,928万7千円を追加するものです。なお、セキュリティ強化対策事業につきましては、資料で説明を致しますので、総務企画課関係予算説明資料の10ページ、見だし1、総務企画課関係10ページをお開きいただきたいと思います。

情報セキュリティ強化対策事業の内容であります。目的は、年金機構の個人情報流出事案をはじめ行政機関に対するサイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化している中、地方自治体においても、マイナンバーをはじめとする住民情報等の流出防止に徹底した対策が国から強く要請をされているところです。そのため、国では3番目に記載しておりますように、平成27年度補正予算により新たに補助制度を設け、また、補助残に対しては、補正予算債を充当することとしております。具体的な対策の内容であります。が、(1)の1つ目と致しまして、まず、マイナンバーを扱うパソコンから情報であるデータを持ち出しできないように設定すること、それと、パソコンを起動させるときには、今現在、パスワードで

起動させておりますが、パスワードとカードキー、2つの要素でなければ認証しないような設定にすること。2つ目と致しましては現在、町の業務に利用しておりますパソコンのL2WAN環境を物理的にインターネット接続と分離するというものであります。L2WAN環境と申しますのは、国、都道府県、地方公共団体、これらを接続している行政専用のネットワークでありまして、今現在、理論上はインターネットと分割しているものであります。そのセキュリティ強化を更に高めるため、物理的に分離をするというものであります。なお、それぞれの事業費については、2番目に記載しているとおりであります。国庫補助の概要につきましては、3番目に記載しているとおりで、人口に応じ補助基準額が定められているところであります。財源内訳につきましては、表に記載のとおりで、総事業費4,928万7千円、うち補助対象が4,804万9千円、国庫補助につきましては、3番目の基準により540万円、補助対象経費のうちの補助残の4,260万円は、補正予算債として充当を致します。なお、一般財源は128万7千円ということになってございます。なお、この事業につきましては、翌年度へ繰り越して実施することとなっております。それでは、議案の52ページに戻っていただきたいと思います。

3目財産管理費から899万9千円を減額し、1億2,616万2千円とするものであります。内容は、7節賃金で不用と見込まれる維持補修賃金を減額、12節役務費で不用額を減額し、不足が見込まれる通信費に2万円を追加、13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費では、事業費の確定によりそれぞれ減額をし、16節原材料費では、不用と見込まれる額を減額するものであります。

次のページです。4目財政調整基金費に5,077万5千円を追加し、3億5,784万円とするものであります。内容は25節積立金で、減債基金積立金からふるさと創生事業基金積立金までは、それぞれの利息分を追加し、公共施設等整備基金積立金では、追加積立及び利息分合わせて5,011万9千円を追加するものであります。

次のページです。6目企画総務費、補正額はありますが、ふるさと創生事業にかかる財源を基金繰入から過疎地域自立促進特別事業債に組み替えるものであります。

次のページです。7目計画調査費に85万円を追加し、890万8千円とするものであります。内容は11節需用費で、第6次まちづくり総合計画印刷費として追加をするものです。

次に11目地域会館管理費から126万8千円を減額し、955万5千円とするものです。内容は、7節賃金から18節備品購入費まで、それぞれ不用と見込まれる額及び事業費の確定により減額をするものであります。

次に12目自治振興費から116万6千円を減額し、3,263万5千円とするものです。内容は、7節賃金及び19節負担金補助及び交付金で、事業費の確定、または、確定見込みにより、それぞれ減額をするものです。

次に15目諸費に8千円を追加し、73万8千円とするものです。23節償還金利子及び割引料で、還付金に不足があることから追加をするものです。

次に16目地域創生推進費に5,514万4千円を追加し、6,194万4千円とするものであります。内容は、国の平成27年度補正予算である地域創生加速化交付金事業として、空き家等対策事業ほか6事業にかかる経費を7節賃金から18節備品購入費まで、それぞれ追加計上するものであります。内容につきましては、資料で行います。見だしナンバー2、地域創生推進室資料をお開きいただきたいと思います。室長より説明を致します。

◎ 議 長（伊藤政博）



推進室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

説明致します。お手元のですね、予算説明資料の1ページから説明させていただきます。その前にですね、まず、この1ページにちょっと誤植がありましたので、訂正をお願いしたいなと思います。4)のところで、事業費と書いてあるんですけども、大変、恐縮です。財源内訳とですね、訂正をお願いしたいなと思います。それでは、この1番の事業から説明させていただきたいなと思います。本事業の概要につきましては、現在進めている低炭素地域づくりを目指した資源の有効利用の取組みによる産業活性化を目的に、ニラ茎下の有効活用の市場調査を行い、原料供給体制の整備検討を進めることや、将来の生産施設の効率化、集約化に向けた計画を整備するものです。具体的な事業内容につきましては、ニラ茎下を有効活用するため、フリーズドライ加工、急速冷凍といった1次加工品の試作を作成する。2つ目にですね、1次加工した試作品を道内の飲食業、加工業者にPRし、有効活用可能性調査を実施する。3つ目にですね、ニラ生産組合と協力し、ニラ茎下の供給体制を整備する。そして、4つ目にですね、スマートアグリを目指したモデル実証圃場等の計画を整備する内容となっております。なお、事業費、財源内訳については、記載のとおりとなっております。その前にですね、ちょっと一番最後の8ページになりますけれども、今回ですね、説明する内容の用語で、ちょっと横文字が結構多いということで、用語の解説をですね、8ページに付けていますので、後ほどですね、ご参照をいただければなと思います。

それでは、2ページ目に移ります。2ページ目をお開きください。2ページ目は、空き家等対策推進事業についてであります。本事業の概要につきましては、空き家の現状把握と合わせて、空き家のデータベースを整備するほか、特定空き家対策及び不動産としての流動化等、定住、移住施策との連動策を構築するものです。具体的な事業の中身につきましては、空き家の現状調査によるデータベース整備、2つ目としましては、協議会設置による推進体制整備、3つ目にですね、空き家情報管理用地図システム導入により、管理体制の整備、それと、知内町特定空き家対策協議会、これは仮称でございますけれども、そこを組織して、対策計画の策定協議及び合意形成を図るという内容となっております。なお、事業費、財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ目をお開き願います。3ページ目につきましては、定住、移住に関するプラットフォーム構築事業についてでございます。本事業の概要につきましては、人口ビジョンの将来展望を実現するために、社会動態を改善する必要があるため、本町においても各種施策の推進や情報提供、ワンストップサービスなどの体制整備を進め、定住、移住施策を強力に展開するものです。事業内容と致しましては、定住、移住促進を目的としたPR事業及び各種支援を一元的に担うプラットフォームの設置、2つ目と致しましては、町のウェブサイトの改修、3つ目と致しましては、新聞、雑誌等による情報発信、そして、4つ目には、移住、交流フェア等への参加などとなっております。なお、事業費、財源内訳については、記載のとおりとなっております。

続きまして、4ページ目をお開き願います。4ページ目につきましては、知内版デマンド交通検証事業についてでございます。本事業の概要につきましては、交通空白地域等に住む高齢者などの交通弱者が利用しやすい公共交通サービスの提供を行い、高齢者や障がい者が安心して豊かに暮らせる地域づくりの実現を目指すために、検証試験を行うものです。事業の内容につきましては、新たな公共交通、デマンド交通を想定していますけれども、この実証運行試験をですね、2か月間実施する予定としております。また、予約シス

テムの開発、これは次に説明しますICTを活用した安心暮らし創造事業に含まれますけれども、予約システムの開発を検討しております。3つ目にですね本格導入に向けた制度構築、運営体制の整備、そしてですね、これらについて、知内町地域公共交通会議、これも仮称でございますけれども、こういうようなものを組織しまして、あり方の検証及び合意形成を図ることにしています。なお、事業費、財源内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に5ページ目をお開き願います。5ページ目につきましては、ICTを活用した安心暮らし創造事業についてでございます。本事業の概要につきましては、今後の高齢化時代に向けた高齢者福祉サービスの充実を図るため、情報端末、タブレットを想定していますけれども、活用した双方向福祉サービスの導入、効率的、効果的なサービスを提供することで、高齢者や障がい者が安心して豊かに暮らせる地域づくりを実現するために実施するものです。事業の内容としましては、試験運用を通じて、地域実態に即したシステム開発、また、運用体制の整備を実施するものです。そのほかに情報端末用のアプリケーションを開発し、開発するシステムの内容としましては、双方向緊急通報システムやコミュニケーションシステム、先ほどもお話しましたけれども、デマンド交通予約システム、このようなシステムを構築する予定になっております。なお、事業費、財源内訳については、記載のとおりとなっております。

続きまして、6ページをお開き願います。6ページにつきましては、持続可能な森林整備、管理計画策定事業についてでございます。事業の概要につきましては、町有林等を対象に林齢の平準化、集約化、バイオマス安定供給をキーワードに、中長期的な森林整備管理計画を構築するものでございます。また、現地などにおける生育状況の把握、地形等の諸条件を踏まえた実態に即した計画の策定、そして、計画策定にあたりましては、必要となる路網の配置計画について、土地所有者の実態を踏まえつつ構築するというですね、中身になっているところでございます。なお、事業費、財源内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

次に7ページ目をお開き願います。7ページ目につきましては、多世代交流型まちづくり（知内版CCRC）マスタープラン策定事業についてでございます。事業の概要と致しましては、知内版CCRCをベースに建設計画を有する複数の公共施設に関する適正な規模と配置を住民の利便性及びコンパクト化を踏まえ検討、また、概算事業費及び実施年度の調整を図ったマスタープランを策定するという内容になっております。事業の目的や効果につきましては、定住、移住促進、生活利便性の向上、木質バイオマスエネルギーの利用拡大、まちづくりのコンパクト化などでありまして、現在、国が進めている地方への人の流れ、まちづくりに合致するものと考えているところでございます。なお、事業費、財源内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

只今、説明致しました7事業につきましては、27年度の国の補正予算、地方創生加速化交付金にですね、現在、申請しておるところでございます。また、各事業は、先ほど総務企画課長からお話があったとおり、繰越明許で対応し、28年度に事業実施する予定となっております。以上でございます。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、議案の61ページをお開きいただきたいと思っております。2項徴税费、1目税務総務費に30万9千円を追加し、3,616万6千円とするものです。内容は給与改定及び共済負担率の確定等により、2節給料から4節共済費まで、それぞれ追加、減額をするものです。

次に3項1目戸籍住民登録費から19万5千円を減額し、6,384万7千円とするものです。内容は2節給料から4節共済費までは、給与改定及び負担率の確定による追加及び減額で、13節委託料、18節備品購入費では、事業費の確定により、それぞれ減額をするものです。

次に4項選挙費、1目選挙管理委員会費に3万1千円を追加し、125万7千円とするものです。内容は9節旅費で不用と見込まれる額を減額し、13節委託料で選挙制度改正に伴うシステム改修委託料を追加するものであります。

次に2目北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙費から248万2千円を減額し、358万1千円とするものです。内容は1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、それぞれ不用額を減額するものです。

5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費から41万1千円を減額し、280万1千円とするものです。内容は1節報酬から14節使用料及び賃借料まで、それぞれ不用額を減額するものであります。

次に95ページをお開きいただきたいと思います。95ページ、7款1項商工費、4目公園管理費から2万円を減額し、266万2千円とするものです。11節需用費で不用と見込まれる額を減額するものです。

次に102ページをお開きいただきたいと思います。102ページ、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費から58万円を減額し、1,380万4千円とするものです。内容は7節賃金、9節旅費で、不用と見込まれる額を減額しまして、11節需用費では修繕費に不足が見込まれることから、25万円を追加。12節役務費から19節負担金補助及び交付金までは、事業費確定及び確定見込みにより、それぞれ減額をするものです。

次のページです。9款1項1目消防費から633万円を減額し、2億9,464万3千円とするものです。内容は消防救急デジタル無線整備工事完了等により、19節負担金補助及び交付金で渡島西部広域事務組合負担金を減額するものであります。

次のページです。2目災害対策費に107万円を追加し、710万円とするものであります。内容は中ノ川の海岸地区の高波対策ブロックの設置経費として、7節賃金から16節原材料費まで、それぞれ必要額を計上するものであります。設置場所につきましては、中ノ川地区の漁港寄りの離岸堤と漁港の間、約60mの間に設置を予定してございます。

次に123ページをお開きいただきたいと思います。123ページ、12款1項公債費、1目元金に61万2千円を追加し、6億5,957万3千円とするものであります。内容は23節償還金利子及び割引料で、公債費償還元金に不足が見込まれることから追加をするものであります。

次のページです。2目利子から259万5千円を減額し、6,271万3千円とするものです。内容は公債費償還利子の不用額を減額するものであります。以上で、総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

66ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から746万9千円を減額し、7,593万円とするものです。2節給料から4節共済費については、人事院勧告及び共済負担率の改定により、それぞれ追加減額するものです。19節負担金補助及び交付金、臨時福祉給付金129万円の減額、額の確定によるものです。28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、額の確定により、626万7千円の減額を

するものです。

3目老人福祉費から113万3千円を減額し、7,814万8千円とするものです。7節賃金、8節報償費、14節使用料及び賃借料、16節原材料費については、ゲートボール場整備、高齢者の集い講演料、温泉施設入浴優待分使用料、それぞれ不用額により賃金11万9千円の減額、報償費12万円の減額、使用料及び賃借料49万5千円の減額、原材料13万9千円の減額になります。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金額の決定により26万円を減額するものです。

4目心身障害者特別対策及び母子福祉費から826万円を減額し、1億1,171万1千円とするものです。8節報償費、子ども発達支援事業謝金、事業の実績見込みにより不用額9万円の減額。13節委託料、移動支援事業委託料、事業の実績見込みにより32万円の減額。20節扶助費、ひとり親家庭等医療、重度医療、障がい者介護給付費、訓練等給付費に不用額が見込まれることから、合計835万円の減額。障がい者補装具給付費に不足が生じることから50万円を追加するものです。

5目介護保険費から38万3千円を減額し、1億93万円とするものです。2節給料から4節共済費につきましては、人事院勧告及び共済負担率の改定により、それぞれ追加、減額するものです。19節負担金補助及び交付金、これは介護サービス利用者負担軽減事業補助金、事業の実績見込みにより10万円の減額、介護ヘルパー養成講座受講料助成30万円の減額、28節繰出金、介護保険特別会計繰出金1万8千円の追加をするものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額はありませんが、款節の補正です。19節負担金補助及び交付金、子育て支援交付金、事業の実績見込みにより20万円の減額、20節扶助費、子ども医療費に不足が生じることから20万円を追加するものです。

続きまして、2目児童措置費から355万円を減額し、1億3,799万6千円とするものです。7節賃金、学童保育支援員賃金に不足が生ずることから、30万円の追加。20節扶助費、児童手当385万円の減額については、児童の減によるものです。

3目児童福祉施設費から40万円を減額し、4,107万2千円とするものです。3節職員給与等及び4節共済費については、人事院勧告及び共済負担率改定により、それぞれ追加、減額。保険料については、臨時保育士の増により、不足が生ずることから25万2千円の追加、7節賃金から18節備品購入費まで、不用額によりそれぞれ減額。7節賃金については、遊具等設置賃金5万5千円の減額。9節旅費研修費5万円の減額。15節工事請負費、湯ノ里保育所解体工事34万8千円の減額、18節備品購入費、管理備品20万円の減額をするものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費から32万5千円を減額し、4,606万円とするものです。2節給料から4節共済費につきましては、人事院勧告及び共済負担率の改定により、それぞれ追加、減額するものです。

2目予防費から623万円を減額し、2,517万6千円とするものです。12節役務費、住民総合検診料60万円の減額から通信費10万円の減額まで、それぞれ実績見込額により不用額、計553万円を減額するものです。

13節委託料、生活習慣病健診委託料、実施見込みにより不用額70万円を減額するものです。3目環境衛生費から40万円を減額し、795万6千円とするものです。7節賃金、害虫処理業務賃金、不用額により減額するものです。

5目保健医療総合センター管理費から148万円を減額し、883万2千円とするものです。11節需用費、光熱費、重油の単価が下がり138万円の減額。消耗品に不用額が生ずることにより、10万円の減額をするものです。

続きまして、2項清掃費、1目清掃費から387万5千円を減額し、1億6,793万1千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、渡島西部広域事務組合負担金、額の確定により減額するものです。

3項上水道、1目上水道に1万1千円を追加し、147万3千円とするものです。知内町水道事業会計繰出金を追加するものです。以上で、生活福祉課の説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長（西野俊一）

79ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費で、補正額はありますが、今回、農業委員会活動促進事業交付金の追加交付を受けたことから、財源を組み替えるものです。

次に80ページ、2目農業総務費に28万8千円を追加し、2,949万2千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費までにつきまして、給与に関する条例の改正及び共済負担金の掛け率改正に伴う補正であります。

次に81ページ、3目農業振興費から433万6千円を減額し、9,760万1千円とするものであります。これは9節旅費から14節使用料及び賃借料につきまして、各事業の不用額を減額。19節負担金補助及び交付金につきまして、青年就農給付金事業助成金が所得制限によりまして給付されなかった2名分、300万円を減額。多面的機能支払交付金が助成対象地目の確定によりまして、23万円の減額。地域づくり総合交付金事業が栽培用パイプハウス等の導入実績の減によりまして、90万円を減額するものであります。

次に82ページ、4目農地費から68万円を減額し、1,654万円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金につきまして、食料供給基盤強化特別対策事業補助金の実績額により減額するものであります。

次に83ページ、6目農村活性化センター・公園管理費から5万円を減額し、281万6千円とするものであります。これは11節需用費で農村公園案内看板修繕費の不用額を減額するものです。

次に84ページ、7目知内ダム管理費から78万9千円を減額し、1,272万円とするものであります。これは7節賃金と14節使用料及び賃借料につきまして、立木処理にかかる不用額を減額。また、11節需用費につきまして、光熱水費の不用額を減額。13節委託料につきまして、各種保守点検業務委託料の執行残として、それぞれ減額するものであります。

次に85ページ、2項林業費、1目林業総務費に9万円を追加し、1,323万3千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、給与に関する条例の改正及び共済負担金の掛け率改正に伴い、補正をするものであります。

次に86ページ、2目林業振興費から497万4千円を減額し、2,572万5千円とするものであります。これは16節原材料費につきまして、植樹祭の箇所、補植、原材料の執行残として10万4千円を減額。また、19節負担金補助及び交付金につきまして、森林整備対策事業の確定によりまして、執行残として487万円を減額するものです。

次に87ページ、3目造林事業費から378万円を減額し、1,129万2千円とするものであります。13節委託料につきまして、町有林整備事業の確定により、執行残として減額するものです。

次に88ページ、4目水源林造成事業費で補正額はありますが、財源を一部組み替え

るものです。

次に89ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に4万4千円を追加し、1,549万2千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、給与に関する条例の改正及び共済負担金の掛け率改正に伴い補正。また、14節使用料及び賃借料につきまして、漁港使用料増に合わせて追加するものです。

次に90ページ、2目水産振興費から79万3千円を減額し、8,911万4千円とするものであります。これは7節賃金から19節負担金補助及び交付金につきまして、事業の確定により、執行残を減額するものであります。

次に91ページ、4項1目ものづくり産業振興費から138万5千円を減額し、5,181万7千円とするものであります。これは11節需用費と19節負担金補助及び交付金につきまして、事業の確定によりまして執行残を減額するものです。

次に92ページ、7款1項商工費、1目商工総務費に4万1千円を追加し、1,340万5千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、給与に関する条例の改正及び共済負担金の掛け率改正に伴い補正、また、11節需用費と12節役務費につきまして、公用車の車検費用の確定によりまして、執行残を減額するものです。

次に93ページ、2目商工振興費から31万8千円を減額し、2,525万8千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金につきまして、産業まつりが悪天候によりまして中止になったことから、執行残を減額するものであります。

次に94ページ、3目観光費から199万3千円を減額し、4,450万8千円とするものであります。これは7節旅費から13節委託料につきまして、北海道新幹線開業イベント実施に伴う経費を追加。13節委託料と15節工事請負費につきまして、物産館大規模改修にかかる事業費が確定したことと、道の駅展望塔実施設計委託業務費が確定したことにより、減額するものであります。以上で、産業振興課の説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

96ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費か483万4千円を減額し、3,518万4千円とするものです。2節給料から7節賃金まで、人件費確定による減額と不足と見込まれる勤勉手当の追加でございます。また、19節負担金補助及び交付金で、住宅耐震改修等補助金を243万円減額をするものでございます。

次の97ページをご覧ください。2目下水道整備費に901万1千円を追加し、1億5,497万3千円とするものです。19節負担金補助及び交付金で、浄化槽の事業費確定により493万円の減額、25節積立金で下水道事業整備促進基金積立金として2,003万1千円の追加、28節繰出金で下水道事業特別会計繰出金を609万円を減額するものでございます。

98ページでございます。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費から17万5千円を減額し、285万8千円とするものです。11節需用費、13節委託料、18節備品購入費で、事業費の確定及び確定見込みにより減額するものです。

次の99ページをお開きください。2目道路維持費から112万5千円を減額し、7,113万9千円とするものです。12節役務費から27節公課費まで、事業費の確定により減額するものです。

100ページでございます。3目橋梁維持費で、307万7千円を減額して、2,91

6万4千円とするものです。11節需用費、13節委託料、15節工事請負費で、それぞれ事業費の確定により減額するものです。

次のページ、101ページをご覧ください。3項河川海岸費、1目河川総務費から22万1千円を減額し、644万5千円とするものです。15節工事請負費、16節原材料費、19節負担金補助及び交付金で、それぞれ事業費の確定及び確定見込みにより減額するものです。

続きまして、122ページをお開きください。122ページでございます。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費から527万8千円を減額して、4,573万2千円とするものです。9節旅費から15節工事請負費まで、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に教育次長、田中志津夫君。

#### ◎ 教育次長（田中志津夫）

それでは、教育委員会関係の予算を説明させていただきます。105ページになります。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から433万2千円を減額し、1億1,515万9千円とするものです。内容は、2節給料から4節共済費まで、給与の改定及び共済負担金の額の確定により、それぞれ追加、減額するものでございます。11節需用費、12節役務費、13節委託料、21節貸付金までは、不用額及び事業費の確定により減額するものであります。また、25節積立金に奨学資金償還積立金300万円、教育振興基金積立金利子分として5万3千円をそれぞれ追加するものです。

次に3目学校給食センター費から78万円を減額し、6,662万4千円とするものです。内容につきましては、2節給料から4節共済費まで、給与改定及び共済負担金率の確定により、それぞれ追加、減額するものでございます。11節需用費、18節備品購入費につきましては、それぞれ不用額、それから事業費の確定により減額するものでございます。2項小学校費、1目学校管理費から560万8千円を減額し、6,969万9千円とするものです。内容につきましては、7節賃金から12節役務費まで、不用と見込まれる額を減額し、15節工事請負費、18節備品購入費につきましては、事業の確定により減額するものでございます。

2目教育振興費から25万円を減額し、871万7千円とするものです。内容につきましては、20節扶助費で不用と見込まれる額を減額するものです。

3項中学校費、1目学校管理費から203万円を減額し、3,422万9千円とするものです。内容につきましては、7節賃金から11節需用費まで、不用と見込まれる額を減額するものです。

2目教育振興費に112万円を追加し、855万4千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で、指導書教育用資料購入に不足が生じることから130万円を追加し、20節扶助費では、不用と見込まれる額を減額するものです。

4項高等学校費、1目学校管理費から152万9千円を減額し、2億6,206万7千円とするものです。内容につきましては、1節報酬から3節職員手当、8節報償費、19節負担金補助及び交付金で、不用と見込まれる額を減額し、13節委託料、15節工事請負費で、事業の確定により減額をするものです。また、2節給料、4節共済費、14節使用料及び賃借料につきましては、それぞれ不足が生じることから追加するものでございます。

2目教育振興費から19万6千円を減額し、662万6千円とするものです。内容につきましては、18節備品購入費で不用と見込まれる額を減額するものです。

5項幼稚園費、1目幼稚園管理費から109万3千円を減額し、5,265万2千円とするものです。内容につきましては、3節職員手当、4節共済費まで、給与改定及び共済負担金の率の改定によるものでございます。7節賃金、9節旅費、11節需用費につきましては、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものでございます。

6項社会教育費、1目社会教育総務費から118万7千円を減額し、1,291万6千円とするものです。内容につきましては、8節報償費から12節役務費まで、不用と見込まれる額を減額するものです。

2目公民館費から315万1千円を減額し、2,726万9千円とするものです。内容につきましては、4節共済費から14節使用料及び賃借料まで、不用と見込まれる額を減額するものです。

3目郷土資料館費から26万6千円を減額し、1,751万8千円とするものです。内容につきましては、3節職員手当に給与改定による不足が見込まれるもので、追加するものでございます。共済費につきましては、共済負担金の率の額の確定により減額するものでございます。8節報償費、11節需用費につきましては、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものでございます。

5目文化交流センター費から208万3千円を減額し、197万9千円とするものです。内容につきましては、4節共済費から11節需用費まで、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものでございます。

7項保健体育費、1目保健体育費から566万8千円を減額し、9,166万4千円とするものです。内容につきましては、4節共済費で保険料に不足が生じることから9千円を追加し、7節賃金から12節役務費、14節使用料及び賃借料では、不用と見込まれる額を減額し、13節委託料及び15節工事請負費では、事業の確定により、それぞれ減額するものでございます。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

歳出の説明が終わりました。引き続き、歳入並びに地方債、繰越明許費の説明を総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入です。

1款町税、1項町民税、1目個人に482万2千円を追加し、1億4,411万2千円とするものです。内容は現年課税分で、収入見込みにより追加をするものです。

次のページです。2目法人に531万9千円を追加し、3,243万円とするものです。現年課税分で、収入見込みにより追加をするものです。

次に2項1目固定資産税から464万7千円を減額し、4億1,801万6千円とするものです。内容は現年課税分で、知内発電所にかかる償却資産分の減により減額をするものであります。

次のページです。4項1目たばこ税に194万7千円を追加し、4,405万7千円とするものです。当初収入見込みに比較し、消費本数が増加したことから追加をするものです。

次に6款1項1目地方消費税交付金に800万円を追加し、8千万円とするものです。本年度収入見込みにより追加をするものです。



次に9款1項1目地方交付税に1億4,331万8千円を追加し、20億9,831万円とするものです。本年度収入見込み等により追加をするものであります。

次に10款1項1目交通安全対策特別交付金から45万円を減額し、ゼロとするものであります。本年度収入見込みによる減額であります。

次に11款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金から30万円を減額し、1,467万2千円とするものです。学童保育負担金で、本年度収入見込みにより減額をするものです。

3目教育費負担金に72万4千円を追加をするものであります。内容は広域施設利用負担金で、他町からの幼稚園入園にかかる負担金としての追加であります。

次に12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料から10万円を減額し、10万円とするものであります。地域会館使用料で本年度収入見込みによる減額であります。

2目民生使用料に112万1千円を追加し、285万9千円とするものです。内容は湯ノ里保育所使用料で、本年度収入見込みによる追加であります。

次のページです。3目農林水産業使用料に4千円を追加し、278万円とするものです。漁港使用料で、収入見込みによる追加であります。

次に4目商工使用料から56万円を減額し、16万円とするものであります。内容は公園墓地使用料及び物産館使用料で、それぞれ収入見込みにより減額をするものであります。

次に6目教育使用料から66万円を減額し、1,398万8千円とするものです。幼稚園入園料、幼稚園保育料で、それぞれ本年収入見込みにより減額をするものであります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金から567万7千円を減額し、1億1,308万円とするものです。児童手当負担金から介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金まで、それぞれ事業費確定見込みにより減額、追加をするものであります。

次に2目災害復旧費国庫負担金から360万2千円を減額し、3,183万8千円とするものです。内容は公共土木施設災害復旧費国庫負担金で、事業費確定により減額をするものであります。

次に2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金から342万円を減額し、2,346万2千円とするものです。内容は浄化槽設置整備国庫補助金から住宅耐震改修等国庫補助金まで、それぞれ事業費確定、または、確定見込みにより減額、追加をするものであります。

次に2目教育費国庫補助金から43万円を減額し、551万5千円とするものです。内容はへき地児童生徒援助費補助金で、本年度収入見込みにより減額をするものであります。

次に3目民生費国庫補助金に48万円を追加し、1,183万7千円とするものです。内容は臨時福祉給付金給付事業補助金で、事業費の確定見込みにより42万円を減額、子ども子育て支援交付金では、学童保育事業の事業費確定見込みにより90万円を追加をするものであります。

次に4目総務費国庫補助金に685万6千円を追加し、2,736万2千円とするものです。内容は総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度国庫補助金に追加交付を受けたことから、138万8千円、それから、選挙人名簿調整システム整備補助金と自治体の情報セキュリティ強化対策事業では、内定を受けたことから、それぞれ追加をするものであります。

次に6目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に4,996万4千円を追加し、7,996万4千円とするものであります。内容は地域創生先行型交付金で、事業費確定見込みにより360万円を減額、地域創生加速化交付金では、事業費の補正に伴い、5,356万4千円を追加するものであります。

次に7目衛生費国庫補助金に3万円を追加し、3万円とするものであります。がん検診の総合支援事業補助金として交付決定を受けたことから追加をするものであります。

次に3項委託金、2目民生費委託金に53万8千円を追加し、192万7千円とするものです。基礎年金事務委託金の額の確定により、追加をするものであります。

◎ 議 長（伊藤政博）

歳入の13款まで説明が終わりましたが、ここで昼食のため暫時休憩致します。

再開は午後1時と致します。

（ 休憩 午前12時00分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を開きます。

歳入の13款まで説明が終わっております。引き続き、総務企画課長に説明を求めます。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

29ページです。補正予算の29ページ。

14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金から622万8千円を減額し、7,734万9千円とするものです。内容は児童手当道負担金から介護保険低所得者保険料軽減道負担金まで、それぞれ事業費の確定見込みにより減額、追加をするものです。

2項道補助金、2目民生費道補助金から168万1千円を減額し、1,166万3千円とするものです。内容は重度心身障害者医療費道補助金から子ども子育て支援交付金まで、それぞれ扶助費、事業費の確定見込額により減額、追加をするものであります。

次に3目農林水産業費道補助金から917万8千円を減額し、6,079万1千円とするものです。内容は農業費道補助金で農業委員会活動促進事業交付金が追加交付となったことから、34万7千円の追加。青年就農給付金事業から地域づくり総合交付金事業までは、それぞれ事業費の確定見込みにより減額し、合わせて農業費では431万7千円の減額であります。

次に林業費道補助金では、造林事業費補助金、未来につなぐ森づくり推進事業費補助金で、事業費確定見込みにより、それぞれ減額、追加をし、合わせて226万1千円の減額であります。また、水産業費道補助金では、地域づくり総合交付金事業で、事業費確定により260万円を減額するものです。

次に4目教育費道補助金から35万3千円を減額し、62万3千円とするものです。放課後子ども教室推進事業就学支援事業事務費補助金で、事業費確定見込みにより減額、追加をするものであります。

次に3項委託金、1目総務費委託金から289万3千円を減額し、1,371万6千円とするものです。統計調査委託金、選挙費委託金で、それぞれ事務費の確定見込みにより減額をするものです。

次に15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に45万2千円を追加し、1,806万6千円とするものです。土地建物貸付収入で、本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に2目利子及び配当金に85万9千円を追加し、389万4千円とするものです。内容は財政調整基金利子から公共施設等整備基金利子まで、それぞれ本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に2項1目財産売払収入に74万4千円を追加し、454万4千円とするものです。町有林売払で、本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から1億8,719万7千円を減額し、4億9,844万2千円とするものです。教育振興基金繰入金から財政調整基金繰入金まで、それぞれ事業費の確定及び確定見込み並びに一部起債充当等による財源組みかえにより、減額をするものであります。また、ものづくり産業振興基金繰入金では、地方創生先行型の事業費確定見込みにより221万5千円を追加するものであります。

次に19款諸収入、3項貸付金元利収入、3目奨学資金貸付収入に300万円を追加し、1,500万円とするものです。本年度収入見込みにより追加をするものです。

次に5項1目雑入に44万5千円を追加し、2,463万7千円とするものです。雑入で、重度ひとり親家庭等医療費戻入から、湯ノ里保育所職員給食費戻入まで、それぞれ収入見込みにより追加、減額をし、合わせて60万1千円の追加であります。また、水源林造成事業収入では、事業費確定見込みにより15万6千円を減額するものであります。

次に20款1項町債、2目土木債から960万円を減額し、4,750万円とするものです。過疎地域自立促進特別事業債で、浄化槽設置整備事業費、橋梁長寿命化補修事業費の確定見込みにより、合わせて670万円の減額。除雪機械等整備事業債、災害復旧事業債においても、事業費確定によりそれぞれ減額をするものであります。

次に3目教育債、900万円を追加し、8,160万円とするものです。過疎地域自立促進特別事業債で、知内高校各種検定料助成事業は、事業費確定により30万円の減額。高校バス通学生徒交通費助成事業及び文化・スポーツ振興事業は、基金繰入から財源組みかえにより、1,900万円の追加。緊急防災・減災事業債では、スポーツセンター等耐震改修工事で、事業費確定により370万円の減額。辺地対策事業債で、涌元小学校スクールバス更新事業費の確定により、30万円の減額。教育・福祉施設等整備事業債で、湯ノ里小学校複合施設化事業費の確定により570万円を減額するものであります。

次に4目消防債から660万円を減額し、8,690万円とするもので、消防施設整備事業債で、防火水槽整備事業、消火栓更新整備事業で、それぞれ事業費の確定により合わせて110万円の減額。緊急防災・減災事業債で、消防救急デジタル無線整備事業費の確定により、550万円を減額するものであります。

次に5目民生債に420万円を追加し、1,640万円とするもので、過疎地域自立促進特別事業債で、事業費確定見込みによりそれぞれ追加、減額をするものです。

次に6目農業債から80万円を減額し、690万円とするもので、過疎地域自立促進特別事業債で、事業費確定見込みにより減額をするものであります。

次に8目林業債から310万円を減額し、1,150万円とするもので、公有林整備事業債で、事業費確定見込みにより減額をするものです。

次に9目総務債に5,500万円を追加し、5,720万円とするものであります。内容は過疎地域自立促進特別事業債で、湯ノ里・ハマナス・漁家団地空き家居住促進事業費確定により、80万円の減額。ふるさと創生事業では、基金繰入から財源組みかえにより、1,320万円の追加。一般補助施設整備等事業債では、自治体の情報セキュリティ強化対策事業分として、4,260万円を追加するものであります。

次に10目商工債から210万円を減額し、3,350万円とするものです。物産館大規模改修事業債で、事業費の確定見込みにより減額をするものです。

次に11目衛生債に60万円を追加し、1,730万円とするもので、過疎地域自立促進特別事業債で、財源組みかえにより、B型肝炎等ワクチン接種事業分として追加するものであります。

次に12目水産業債に310万円を追加するものでありますが、内容は過疎地域自立促

進特別事業債で、資源培養管理型漁業試験事業助成及び漁場管理事業助成で、財源の組みかえによりそれぞれ追加をするものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。3ページ、第2表地方債補正であります。追加で、一般補助施設整備等事業債に4,260万円の追加であります。これは先ほども説明しましたように、情報セキュリティ強化対策事業分であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思います。

次のページです。地方債の変更であります。過疎地域自立促進特別事業債5,350万円を8,500万円に、除雪機械等整備事業債3,150万円を2,980万円に、災害復旧事業債880万円を760万円に、緊急防災・減災事業債1億2,990万円を1億2,070万円、辺地対策事業債200万円を170万円に、教育・福祉施設等整備事業債1,790万円を1,220万円に、消防施設整備事業債1,350万円を1,240万円に、公有林整備事業債560万円を250万円に、物産館大規模改修事業債3,430万円を3,220万円に、それぞれ限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ございません。

次のページをお開き願います。第3表繰越明許費補正であります。平成27年度予算のうち次の事業予算につきましては、平成28年度へ繰り越すものと致します。

2款総務費、1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業4,928万7千円、地域特産品産業活性化整備事業300万円、空き家等対策推進事業321万円、定住移住に関するプラットフォーム構築事業1,032万5千円、知内版デマンド交通検証事業590万9千円、ICTを活用した安心暮らし創造事業1,320万円、持続可能な森林整備管理計画策定事業1千万円、多世代交流型まちづくり策定事業950万円、以上、8事業合計で1億443万1千円を平成28年度へ繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

最初に1款議会費、ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、次に2款総務費。総務費ありませんか。

7番、谷口君。

#### ◎ 7 番 (谷口康之)

51ページの委託料の部分で、この問題になると前も総務課長の方に情報の漏えい問題でかなり議論した経緯があるんですけども、今回もこれを見ますと、国の方からこれに対してかなり危機感を持って、今回予算計上をされたと思うんですけども、その中で、インターネット、それから、LGWANの部分で、完全に分離するという形でやって、これが今の方から指示があった対策なんだろうけれども、これ以後の対策というものは、まず、国の方でも考えられないということで、こういう形で判断になって実施する形でよろしいでしょうか。

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

#### ◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。ご指摘のとおりであります。先ほども説明資料の中で説明しましたが、年金機構の情報流出等、それらがあって、国の方では、専門の委員会を立ち上げて、

セキュリティ対策の強化策を検討したところであります。それで、国も当然やるんですけども、先ほども言いましたが、LGWANというのは、国と都道府県と市町村を連絡したネットワークでやっている業務でありますので、国だけがセキュリティ対策を強化をしても、都道府県も市町村もその辺、対策を強化してもらえないと意味がないということで、平成27年度の補正予算で補助制度を作って、そのため、補助残については、補正予算債を充当するという制度を作ったわけです。これについては、28年度以降はないということなので、私の聞いている限りでは、全道の市町村はもれなくこれに今回手を挙げているということで聞いております。ですから、先ほど言いましたように、業務で使うパソコンとインターネットを使うパソコンは、全く、2つ用意して、分かれて使うというイメージだということでご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

コンピューターのこの部分ではですね、やはりテレビとか報道でやっぱりよく本当に完璧だなというような形では実施しているんですけども、やはりこのコンピューターの部分に関すると、やっぱりそういう不正アクセスですか、そういう裏をかくものが、それを上回ってどんだん入ってくるというような心配があるということで、テレビでは、これは、はっきり言って、絶対防げるものではないような形のことを言っているものですから、これもなかなか厳しいのかなと思います。ただ、前もこの部分で議論した経緯があるんですけども、結局やはり1番被害を被るのが、末端の何も関係ない一般町民の方々がそういう詐欺だとか、そういう不正なことで、いろいろな形で迷惑を被って、極端な話をすると、高額なお金を取られてしまうような形ということがあるものですから、その辺についてのうちの町の町民に対する、まだまだこれから啓蒙、啓発というものが必要だと思うんですけども、その辺について、どうでしょうか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。インターネットを悪用したそういう悪意のある攻撃というのは、当然、一般住民の方にも該当しますので、それで、先日も国の方から通知があって、日本郵政を騙るメールが来て、それを開くとパソコンが動かなくなる、そういうのがあるんですよという連絡があったものですから、うちの町としては、住民の方にもその辺を気を付けていただくということで、防災行政無線なども通じて放送したところであります。今後もそのようなことで、住民の方には情報提供をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに総務費ありませんか。3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

直接今回の案件に関係ありませんけれども、ちょっと電気料の関係でお尋ねしたいと思うのですが、27年度、町の11か所の施設から新電電と契約結んでいますよね、11か月で2,380万円の結んでいるんですが、この条例からいけばですよ、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得云々とあるんですが、これからいけば、第3条から見れば、議会の議決が必要でないんだらうかと、この新電電との契約を結ぶ。それから、もう1つは、これからいけば、電話等についての契約等についても、議会の議決が必要に感じるのです

が、考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。只今の議会の議決の関係なんですけれども、条例で契約する場合に、議会の議決を必要としているのは、物品の場合は、町の財産となり得る不動産、それから、動産の取得、売り払いの場合は、議会の議決が必要ということで、従来も除雪機械等購入の場合には、この予定価格700万円を超えるような場合には、議会の議決を得ていたと思いますが、今回の今おっしゃった電気料については、動産には該当しないので、その辺はそういうことでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

動産に該当しないという考え方だと思うんですけれども、年間やっぱり3千万円強の事業が動くわけですよ。ましてや、今回、今まで契約していた北海道電力さんから新電電に移ったということで、こういうときというのは、やっぱり議会との、一時前に別な議員の方から言ったときに、そういう自由化に向けて検討してみたいという話はしたけれども、結ぶという話は一切していなかったんですね。いろいろ調べてみたら、新電電と結んでいると。条例等と照らし合わせたら、当然、必要ではないかというふうに解釈したんですね。それともう1つですね、同じような電気の町、知内も町長あたりでも議長でもどこでも挨拶するときは、北電の町知内ですという、こういう挨拶を中に入れると思うんですよ。今まで随分入れてきたと思うのですが、電気の町と自負するのであればですね、新電電に変わることによって、大体約6%、140万円程安くなっているというふうに話を聞いていますけれども、金の問題ではないと思うんです。どれだけ知内が今、潤っているかということを考えていただきたい。むかわ町、前に新聞にも発表されました。むかわ町では、提案された議会の方から、どれだけ今、来ている電力会社にお世話になっているか、町の一般財源がどれだけ潤っているのかということで、否決されたこともあるんですね。その後、むかわ町は、同じように自由化なんだけれども、そのまま北電と契約しているという話もございまして。そういうことを鑑みればですよ、知内は当然、その辺は考えて然るべきだと。多分、これをやるときに、北海道電力さんの方には、話をしたんだろうと思いますけれども。北海道電力さんは、電気を供給する卸しの会社ですよ。けれども、そこをもう少し考えるべきではなかったんだろうか。町長にお伺いしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

町長の前に私の方から説明をさせていただきます。先ほど議員おっしゃったとおり、昨年3月の議会のときに、新電力の購入についてはどうですかという質問に対して、今現在検討しておりますということで、説明をさせていただきました。それで、結果的には、経費削減もあって、切り替えをしたのですが、電力の自由化という制度にもなりました。それと、町の経費削減ということもあって、契約をさせていただきましたので、その辺はご理解をいただければなど。それと、この電力は、今、民間事業者から購入しているわけですが、発電している電力は、ほとんどが北電が発電をして、民間事業者が大量買いをして、それを購入しているということですので、北電の発電電力であるということでご理解

をいただければと思います。私の方からは以上で終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今の3番議員さんのご指摘でありますけれども、基本的には、行政を運営するにあたって、如何に経常経費を落とすか、これは町を預かるトップとしての考え方であります。電気料というのは、今、たまたまいろいろな条件があつてというか、原因があつて、どんどん毎年高くなってきているというのも事実であります。そんな中から今、別な形で電気を安く購入できるという制度が今できたところでありまして、私は担当の方から話を聞いたときにはですね、できるだけうちの公共施設、安く購入できるのであれば、使用できるのであれば、それを1つの考え方ではないのかなということをおっしゃっていただいたところでもあります。それで、今、ある町の一例を話されておりましたけれども、私は間違いなく、北海道電力さんの固定資産税というのは、知内町の要するに財政基盤を整えさせていただいているということは理解しておりますけれども、ただ、その今の電気料の関係で、それと一緒にというのは、如何なものかなと私は思っています。ですから、私、先ほど言いましたように、できるだけ一般経常経費を下げられるのであれば、下げる努力をしていきたいということでご理解をいただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

あんまり多くは申し上げません。年間を通して、最終的には約160万円くらいの差が出るんだろうという推計であります。金の問題ではないと思うんですよ。やはりどれだけ知内がこの基盤をこれまで作るのに、どれだけ貢献されたかということをお頭にいれながらですね、金が160万円安くなったからそれでいいということではない。もし経費を削減するんだったら、まだまだするところいっぱいあると思うんですよ。それを加味しながらこれからの行政運営をひとつお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに総務費ありませんか。7番。

◎ 7 番 (谷口康之)

57ページの部分でちょっとお伺いしたいと思いますが、今回、湯ノ里・ハマナス・漁家団地の空き家居住促進事業85万円減額になっておりますけれども、27年度の実績といったらどのような形で、出てくるのであればお知らせ願いたいと思うんですけれども。

◎ 議 長 (伊藤政博)

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長 (小田島伸二)

ご説明を申し上げます。湯ノ里・ハマナス・漁家団地の空き家に関してです。ご承知のように、湯ノ里小学校、涌元小学校の児童数を確保しながら、今、空いている空き家をを活用しようということで、家賃の2分の1を助成するという制度でございます。制度の設計当初ですね、当時の団地の入居者で小学生が同居されている方の世帯を確認しながら、当初の予算で220万円程必要だろうということだったんですけれども、現実、今、補助金は上半期と下半期の2回に分けて、6か月ずつ交付をすることにしております。上半期の実績と致しまして、6件の方々から申請をいただき、今のところ60万円弱ということだったんですけれども、したがって、このまま上半期と同様に推移を致しますと、120

万円程の実績でということをご想定しておりますので、差額の分、今回85万円の減額ということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

この部分ですね、やはり涌元、湯ノ里の部分ですけれども、実績的にどちらの方が人数的な形で受け入れる人数があったのか、その辺もわかりますか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ハマナス団地の方々のこの制度利用が非常に多いです。一部、ご説明を申し上げますと、最大の方、家賃の月額最高5万800円という方がいらっしゃいました。それで、半年分の30万円ちょっとということですので、半額の15万2千円の助成ということが最大の助成額でございます。一方、一番額の少ない方は、2万1,100円の家賃ということで、6か月分の半分ということで、6万3,300円の助成ということでございます。実は先ほど6件とご説明を致しましたけれども、すべてハマナス団地、涌元小学校の小学生がいっらっしゃる団地の助成となっております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

そしたら、涌元小学校の部分で、湯ノ里の方はまず、1件も実績がないということでもよろしいですね。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

湯ノ里の団地の方々にもですね、小学生が同居する、しないに関わらず、すべて制度の概要の説明とこの補助金の助成の申込書を全世帯にお配りをしております。湯ノ里の団地の中にも小学生の方、同居されている方いらっしゃるように聞いているんですけれども、その辺の事情も周辺事情は伺っているんですけれども、申請がいただけるものということでお待ちをしていたんですけれども、今回、上半期はそのような申請はいただきませんでした。ただ、下半期はいただく可能性はあると思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

2款総務費。1番、西山和夫君。

◎ 1番（西山和夫）

59ページの委託料についてお尋ねをします。今回、地方創生でいろいろ事業をすることでありましてけれども、知内版デマンド構想についてちょっとお尋ねするんですけれども、コミュニティバスに関しては、いろいろ財源がかかりすぎるだとか、1人当たりの単価が増えているということで、全国的なものを見れば、このデマンド構想、予約型に変わってきているという傾向があるようでもありますけれども、それで、今回、デマンド構想の検証をするということなんですけれども、考え方いろいろあるんだろうと思いますけれども、運行ダイヤにしても固定式と非固定式ダイヤとか、いろいろ内容的には分類パターンがいろいろあるようでもありますけれども、今回、どのようなパターンでいくのか、それは検証であれ、多分、ある程度のパターンのものを決めているんだろうと思います。



れども、その辺、まず、1点と、それとオンデマンド方式ということで、ある程度、インターネット、例えば携帯電話で情報をキャッチして、今どこを運行しているだとか、バスの居場所がわかるということで、それで、事前予約ということで、30分だとかいろいろ1時間だとか区切りはあるんでしょうけれども、ただ、その最低を要するに下げれば、30分を20分に下げれば今、どこを走っているかわかるわけですね。その中で、途中でも30分以内であれば、オンデマンド、予約型ですから、その30分に当てはまるわけですから、そういうの可能になってくるのか、その辺の考え方をお尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長 (島津泰博)

ご説明致します。まず、1点目のですね、どのようなパターンを考えているのかということだったと思うんですけども、今ですね、これを始めるにあたって、まちづくりの総合戦略を作るにあたって、住民アンケートを行いました。その中でやはりそういうですね、交通の利便性が良くないということもあって、そういうようなところを何とかですね、改善していただきたいという要望がありました。それで、今回ですね、豊かな暮らし創造プロジェクトの中において、このデマンド交通というものをですね、実施したいということで予算計上をさせていただいたものです。その中で、どういう形で運行していくかというものはですね、基本的には交通空白地帯というんですかね、例えばバスが走っていないところだとか、そういうようなところでやっぱり高齢者の利便性を確保しなければいけないということで、そういうような地域をですね、中心にちょっと今、考えています。まだ、ただ、どこをやるというのは、これからですね、協議会を検討する中において進めることになると思います。それで、どのようなパターンかという部分については、基本的にはデマンド交通なので、予約制というんですかね、そういうようなものを取り入れて、そして、それを1日例えば2回くらい往復するとかですね、そういうようなことを考えています。

それと、あと2点目の方のデマンド方式というんですかね、その予約の仕方というのは、ICTを利用してですね、先ほども説明したんですけども、タブレット端末、こういうようなものを利用できるような形を考えています。ただ、今、これからですね、実証をやる段階においては、まだそこまでは至らないと思うんですけども、システム開発だとかというものがちょっと追いつかないと思うので、その部分が例えば電話予約で受け付けるとかですね、そういうようなことを今の段階では考えています。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

事例とすれば、予約が殺到して、目的地の到着時間が遅れるだとか、いろいろ弊害もあるようなんですけども、例えば9時に迎えに来てもらうという予約が2件入れば、どっちを優先するかどうか、要するに2台も3台も4台もあれば別ですけども、同じ時間の対応をどうするのかだとか、いろいろ弊害もやりくりが大変みたいな書き方もされているところもあるんですけども、そういう事前予約のメリットとまたデメリットをどう解消しながら、このデマンド交通に結びつけていくかというのが各地方というか、自治体で要するに環境も違うわけですから、いろいろ手法を変えていくということがベストみたいなんですけども、ただ、その選び方を間違えれば、何も要するに機能しないということもあり得るだろうと思いますので、是非、その辺は十分、検討しながら、これからそういう設置をしながら、検討委員会を設置しながら進めるということでもありますので、検討して

いただきたい。そして、位置情報の発信をインターネットで配信することによって、携帯なり、位置確認できるわけですから、それらも活用しながら、予約時間の設定というのはできるだけ短くすれば、今、例えば中ノ川を走って、要するに湯ノ里まで目的地が湯ノ里ということになれば、ある程度使えるのかなという気もするんですね。ですから、そういう i P a d という話がありましたけれども、ありとあらゆる今の情報収集ネットワークを使いながら、それを活用していただければありがたいなと思います。

それとですね、ICTを活用した安心暮らしということでもありますけれども、呼び方はITでもいいんだと思うのですが、以前、ちょっと夢の扉でオリヒメという、ネットでつなぐ、会話できる機能なんですけれども、不登校生徒に対応した取組みということで、不登校の生徒が要するにこういう場に、いっぱい人が集まる場に行きたくないとか、行きづらいとか、そういう感じで不登校、家にいて不登校になるわけですね。それをできるだけこういう雰囲気を見せて、機械的にそのオリヒメというものをここに置いて、ネットで皆さんと会話できるという装置みたいなんですけれども、そういう装置も使えば、ひとり暮らしの高齢者対策にもなるだろうし、いろいろ目指す姿の中で、そういうタブレットだとか、いろいろ利用しながら、老後の安心を図るという、豊かに暮らせる地域づくりの実現ということでやっていますけれども、是非、そういう最新というか、そういう機能も有るということで、それらの取組みも検討していただければ、大変ありがたいなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

創生室長。

◎ 地域創生推進室長 (島津泰博)

今回ですね、ICTを利用したですね、タブレットを利用した、安全安心の暮らしをつくるということで、今ですね、ご説明したとおり、現時点においては高齢者の福祉サービスだとかですね、そういうようなものを頭に置いていますけれども、当然これからの時代というのは、そういうようなものを利用しつつですね、例えば地域の情報発信だとか、役場からの情報発信だとか、あらゆるですね、コミュニティツールとして使えると思いますので、そういうような部分についてはですね、情報を仕入れながらですね、その内容をですね、更に進化させていきたいなというふうに考えているところです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

今、ひとり暮らしのところには、緊急発信装置等付いていますけれども、それを活用することによって、例えばひとり暮らしのところそのオリヒメを置けば、例えば保健センターと繋げることも可能なわけですから、それで健康状態もわかりますし、まして今の様子も会話等でわかるわけですし、ましてそのロボットは、手をついて、何かいろいろな安らぎのイメージもあるみたいで、そういう要するに会話がロボットから出るわけですから、そういう安心感も期待できるだろうし、今、やっぱりなかなかひとり暮らしというのは、会話相手が少ないということで、それで認知症になる傾向も多々あるそうなので、できるだけそういうコミュニケーション、今はロボットという捉え方もあるようですけれども、そうした人間とのやり取りの中で、1日の生活を豊かにするという取組みも必要になってくるだろうと思いますので、是非、ひとり暮らしの寂しさを和らげるような取組みもしていただきたいと思います。

それと、7番の多世代交流型まちづくりなんですけれども、ここにCCRCということで、シルバーハウジング型町営住宅ということで書いておりますけれども、これはイメー

ジ的にどういふものを設定すればいいのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。CCRCというものはですね、イメージ的にですね、大きな地域に老人の方だとかですね、リタイヤ世代の方がですね、暮らすというようなイメージがあるんですけども、やはりそういうようなですね、CCRCができる地域というのはですね、やっぱり大きな町とかですね、大都市というんですかね、そういうようなところにおそらく限られるのかなと思っております。それで、今回この知内版CCRCという言い方をしたのは、例えばですね、例えばというか、今、考えているのは、町営住宅がここ数年で建て替えを予定しているようなものもございますので、そういうような建て替えをしたときに、その公営住宅をですね、1つの高齢者だとか、シルバー世代の人に住んでもらうだとか、あとそれ以外の多世代の人にも住んでいただくという形なんですけれども、そういうようなものを核としてですね、ひとつ、まちづくりをしていきたい。そこには、例えば地域包括ケアシステムができるような体制だとか、あと公共施設がですね、そこら辺に集約化されるだとかですね、そういうようなイメージしたものをですね、知内版CCRCといっているんですけども、そういうようなものを策定していきたいというふうに考えているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

日本のCCRC版ということで、事例が出ているんですけども、高齢者の希望の実現、そして、地方への人の流れの推進、それと、東京圏の高齢化問題への対応ということで、ある意味、地方に押し付けるんだらうというお話をされた首長さんもおりますけれども、どうこれらを整理して、今、考えていけばいいのかなと思うんですけども、ただ、考え方とすれば、元気なうちにそういう住宅に入って、最終的に介護を受けますよね、衰えてくれば、その介護まで見守ってくれるというCCRCもあるだろうし、また、以前に言いましたけれども、そういう高齢者と若い世代の子育て世代と一緒に、お互い助け合いながら、暮らしの場を求めて、更にそこで雇用も生まれるということでやるパターンとか、様々あるんですけども、結局はアメリカ版CCRCというのは、ピンピンコロリということで、保険対応がありませんので、できるだけ高齢者にはピンピンして、最後にはコロリという意味なのかわかりませんが、ピンピンコロリということに取り組んでいるということですけども、その改修版として今、日本版CCRCがあるんでしょうけれども、だから、どれを目指すのか、同じCCRCでも単なるこうやってシルバーハウジング型町営住宅といっても、単なる高齢者の押付け住宅、そこに集まってもらう、集合住宅になるのか、先ほど言うように、子ども達とのふれ合いの場の提供も含めていろいろあるのか、それともそれを持ってくることによって、課長言っていましたいろいろな医療だとか、いろいろな施設というものが集まってくるのか、その辺というのはどう整理するんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。現時点においてはですね、先ほど言いましたシルバーハウジングだと

か、あと地域包括ケアシステムというものをベースにですね、そこにいろいろな公共施設を集約化したり、あと場合によってはですね、これは相手があることなんですけれども、例えば医療法人だとかですね、社会福祉法人がそういうサービス付き高齢者向け住宅だとか、そういうようなものをやりたいというふうになったときには、そういうようなものを含めた形でやるというようなですね、大きな描きはあります。ただ、それというのは当然相手もあることですし、そういうですね、この取組みが地域に合うかどうかということもあると思います。これについてもですね、いろいろ協議会を立ち上げる中でですね、目指す姿、今、想定しているのは、そういうようなことなんですけれども、それでいいのかどうかも含めてですね、例えばもっとこういう部分を充実するべきだとか、そういうようなものがあればですね、そういうような形も目指して、そして、知内版のCCRCというものをですね、作り上げていって、多くの人にですね、移住してもらうだとか、定住してもらうだとか、そういうことを考えているところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

いずれにせよ、知内町内ですから、場所的なものはそういうイメージがあれば、限定されてくるだろうと思いますので、どうなのかなという疑問はあるんですけども、ただ、どうせやるのであれば、先ほど来、言うように、子育て世代も含めた複合的な施設にしてもらって、お互いメリットのある施設帯にさせていただければありがたいなと思います。それと、ここにグループホームも載っているんですけども、これはやる方向だということで理解しているのか、あくまでも検討なのか、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

一応、ここに対象施設ということで載せているところのことだと思うんですけども、これがすべてですね、これを網羅するというですね、まだ状況にまで至っていません。こういうようなものも1つのですね、検討対象としていろいろ考えていくという状況でございます。それと、先ほどですね、1番議員さんの方からお話があったですね、ちょっと私の説明が悪かったのかも知れないんですけども、必ずしもですね、高齢者の方ばかりをですね、対象に考えているわけじゃなくて、そこにはですね、やっぱりいろいろ若い世代の方々も入ってもらったりして、そして、多世代の交流があって、そこに1つのコミュニティができると、そういうようなことをですね、イメージしているということなので、ご理解いただければなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

概要ではマスタープランということで、基礎計画を構築するということですよ。対象施設もいろいろここに書いているような施設を対象にそれらを含めて考えていくということなんですけれども、グループホーム、まだ前向きな検討はしていないということなんですか。ただ、ここには対象の施設には入っているということだけで、前向きな検討ということはないということなんですか。この1年間は。この28年度に関しては。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

私の方から補足して説明をさせていただきます。今のご指摘のグループホームにつきましては、おそらく明日からの議会の中でもご審議をいただくと思うんですけども、まちづくり総合計画の前期の5か年の実施計画及び過疎計画の中でも平成28年から32年までの5か年間の間に整備が必要であろうということで、実施計画及び過疎計画の中に盛り込まれているものでございます。ただ、実施にあたりましては、事業費も相当かさむということもありますし、財源をどうしていくのか、補助金のことですとか、起債のこともありますので、年度としては、過疎計なり、まちづくり総合計画に年度の記載はあるんですけども、その辺はまだ流動的ということはあるながらも、両方の計画に実施に向けたということで記載をしているものでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

確かにグループホーム整備をするには、多大な金もかかるし、高齢者のですか、負担金も以前、課長と話をしたときには、500円くらいという目途は、大体1人当たりそのくらい増えるのかなというお話もありました。ただ、個々に影響するわけですよ、本当にグループホームをやるということになれば。そうなると、またそれを利用する側にとっては、いいような、負担金も出ますから、是非、やってほしいという願いはあるんですけども、負担金出るのであればなという方も実際のところありますので、その辺は町で何とかその負担金の応分の負担がないような、何か知恵を出し合ってやれるようなスタイルを構築していただければ、是非、やるべき事業でありますし、以前から言うように、認知症、多々、予備軍も含めて、結構増えています。そういう意味では、木古内との確かに約束もあるんでしょうけれども、今、そういう約束以上の認知患者が増えているということなので、その現実に合わせて、やはり早々と議論するなり、施設をやるような取組みをしていただきたいと思うんですけども、課長、如何ですか。

◎ 議長（伊藤政博）

1番議員の質問であります、今、グループホームについての質疑でもありませんので、来年度の予算等、あるいは、まちづくり総合計画の中で、議論にもなろうかと思っておりますので、そちらの方に譲っていただきたいと思っております。

ほかにありませんか。7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

同じく59ページのこれ説明資料の1ページで、地域特産品のこの部分で、ちょっと課長にお伺いしたいのですが、今回、予算300万円について、ニラの茎下の有効活用とスマートアグリ、この2つの事業を今回、委託ということなんですけれども、この部分ですね、やはり総合計画の部分でもちょっと議論した経緯があるんですけども、そのときに町長の部分で、ニラのこの有効活用ということはどうですかと言いましたら、何か高専の先生の方がなかなか現実的なこれからの研究はちょっと予算の関係上、今、難しいというようなことで、ちょっと私も大変、残念に思ったんですけども、この部分とこれは違うものなのか、それと、スマートアグリの部分で、今回、ニラのハウスというような形で、コンピューター管理で、いろいろな形で効率を求めるという形なんですけれども、その辺について、どのような形で実証をまず、考えているのか、まず、この2点ほどお知らせ願いたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

まず、茎下の活用につきましては、27年度で低炭素地域づくりの中でいろいろと実証等も行ってきたんですけども、もちろん今まで言われていたとおり、有効な今まで投げていた部分をですね、有効活用できるという道筋ができましたので、次年度、この事業におきましてですね、更なるPRとですね、市場調査等を行ってですね、活用していきたいと。ご質問の中の函館高専との関係なんですけれども、あちらの方につきましては、茎下とあと捨て刈りといわれている夏場に上の部分を刈り取って捨てている部分をですね、サプリメントにできるのかなということでお話もあったんですけども、なかなかそちらの方は研究費等がですね、膨らんで、なかなか進まない状況、あと、高専とつながっています九州大学の関係で、業者さん入っていたんですけども、そちらの方が撤退したということで、そちらが進んでおりませんので、とりあえず、この茎下の方のですね、有効活用はですね、先生の方でも高専の方でもまだ研究は今していただいていますけれども、こちらの事業の方では、それをまたPRしてですね、活用の段階に入っていくので、フリーズドライがいいのか、冷凍で、例えば供給した方がいいのかをですね、市場調査等をですね、行っていきたいということです。あと、スマートアグリにつきましてもこの低炭素の中でですね、集約化、あと、バイオマスエネルギー、今、灯油焚いているんですけども、そちらの方にチップ、または、薪だとかをですね、使えないかということだったんですけども、この27年度の事業の中ではですね、なかなか1棟にですね、ストーブを導入するのは、コスト的にですね、全然合わないということなものですから、次年度以降の事業でですね、集約化、団地化ですね、3棟から10棟だとか、そういうイメージをしたものをですね、この委託事業の中でですね、そういうバイオマスエネルギーの活用だとか、あと、ICTですね、自動でハウスを開け閉めするだとか、そちらの方も一緒にやっていきたいということで、これにつきましては、以前も話をしたんですけども、渡島のスマートアグリ研究会という振興局が中心になってですね、今、進めている事業とタイアップしておりますので、いろいろなメーカーさんが入っております。こちらの方もいろいろ活用してですね、やっていきたいものですから、この委託を次年度でやっていきたいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

わかりました。それからですね、もう1つ、先ほど西山議員さんのデマンドバスの部分でですね、第6次の総合計画の中には、デマンドとコミュニティバスの2つが載っているものですから、今回、デマンドバスはうちの町に向いているのかなという部分を私は考えたんですけども、この辺のコミュニティバスの部分は、全然そういう形では検討とか、そういう研究するような形では何も考えていなかったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

推進室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

お答えします。今回の場合はですね、いろいろコミュニティバスだとか、デマンドだとかといろいろやり方があるんだと思いますけれども、今回はそういうデマンドという形でやって検証していきたいというふうに考えています。その方がですね、おそらくいろいろ効率的な運行につながるんじゃないかなと思いますので、そういうやり方を考えていると

ころです。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

それはわかるんですけども、ただ、やはりデマンドといいますと、先ほど1番議員さんが言っていましたように、やはりコンピュータとかそういう形で、うちの町の今の実態を見ますと、やっぱり高齢者がかなり増える一方で、減ることはないと思うんです。その部分について、うちの町の実態に合わせた形でこれをやろうとしているんだろうと思うんですけども、その辺について、私はちょっと何かまだ馴染みができないのではないかなと思うんですけども、その辺、どのような形で慎重な形で、高齢者とか独居老人の方でもそうでしょうけれども、馴染めるような形で取り入れるようにできるのかなと、どのように思いますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

お答えします。当然ですね、そういうようなものを利用するにあたってはですね、事前にいろいろと周知する中で、情報をですね、ちゃんと高齢者の方々に伝えてやるだとか、そういうようなやり方、あとですね、申込みの仕方も含めてですね、丁寧に説明する中で、そういうような対応をしていきたいなというふうに考えているところです。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

それはわかりました。ただ、前もいつも高齢者の方とかの部分で問題になるのが、やっぱり買い物難民だとかということもこれも当然、入ってくると思うんですけども、その辺についても、これはこの形で網羅されているということで理解してよろしいのでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

お答えします。ちょっとさっきの質問になるんですけども、タブレットはですね、なるべく簡単なものというんですかね、例えばボタンを押すことによって、例えばデマンドの要求がされるだとか、そういうような方式が組み込まれるような形のシステム開発をすることによって、高齢者ですね、利便性を高めるというようなことを考えています。最終的には、そのシステム開発はまだこれからなので、そういうようなものをですね、検討しているところです。あと、買い物の部分というものもですね、当初、想定していたんですけども、今回ですね、限られた予算の中でやるということなので、今回のこのICTの中には、その買い物という部分まではちょっと組み入れていません。ただ、今後ですね、より生活の利便性を確保するためにはですね、そういう買い物支援だとかという部分のですね、システム、アプリというんですかね、そういうようなものもですね、タブレットの中に入れていけないといけないのかなというふうに考えているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

さっきの7番さん議員のニラの件なんですけれども、ちょっとわからなかったというのは、事業内容をみれば、①は多分、ニラ茎の予算、②は旅費だとか、③番に関してもニラかなと思うんですけれども、④番のスマートアグリを目指したモデル圃場というのは、これは130万円という受け取り方をしているのかという、まず、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

お答えします。スマートアグリのやつはですね、実証試験まではいなくて、あくまでもここではそのハウスをですね、いくつか集約して、例えばそこにですね、ボイラーを入れた場合こうなるだとか、あと例えばですね、熱をうまく利用して、例えば融雪に使えないかだとか、そういうですね、システム構築をするためのですね、委託経費という形になります。

◎ 1番（西山和夫）

あくまでも実証しながらそれを検証するという事ではないということですね。あくまでも実証に至るまでの計画段階で、その130万円なのかどうかわかりませんが、委託をかけてそういう計画をして、次年度からという格好になるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

お答えします。今、1番議員さんおっしゃられたとおりですね、今年はそういうですね、システムというかですね、考え方を整理して、それを構築すると。そして、次年度以降ですね、当然、予算ということもあろうかなと思いますけれども、次年度以降にですね、実証試験をですね、やっていきたいというふうに考えているところです。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

それでさっき課長が言った10棟程度という話が出てくるんですか。そういうことで理解していいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。10棟がいいのかどうかですね、この委託の中で、例えばボイラーが先ほど言ったとおりですね、チップを活用できればいいんですけれども、チップの対応をしたストーブがですね、だめであれば、薪も供給していますので、薪も今こういう大きなものも入れて、1日なり、2日もつストーブもあるそうなので、例えばそういうものを使った場合に、何棟分までがオーケーなのかどうかというものもこの中で検討しながらですね、実証まではもちろん今、室長言ったとおりできないんですけれども、そういうものをいろいろ研究をしていきたいという委託になっております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

答弁はいりませんが、できれば検証しながら実証しながら進めていく方がベストなのかなと思うし、まして新規で検証ということなので、ハウスも、そこに雇用も生まれ



るだろうし、新たな次の担い手につながる事業だと思しますので、是非、できれば実証も含めてやっていただきたいなと思います。あれば答弁をお願いします。

それと、6ページの持続可能な森林整備ということで、林齢の平準化ということで進めていくわけなんでしょうけれども、まず、この平準化、均衡格差をなくすという意味合い、これというのは、あくまでも40年なら40年の伐採時期を迎えたすぎなり、そういうものが固まりすぎているから、ある程度、樹齢によって計画的に伐採できるようにするという意味の平準化ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

お答えします。皆さんもご存じだと思うんですけども、町有林がですね、約1千ha程度があって、そのうち人工林が7割あるというんですね、700ha程あるという状況にあります。その中で、林齢というのは、戦後植えてきた木がですね、ちょうど今、利用期にあるという状況で、日本の国、大体、全体がそうなんですけれども、非常にですね、林齢のばらつきというのかな、固まりが高齢級のところに多い。一方ですね、若干、最近はまだ植えてきていますけれども、例えば10年生だとか、20年生とかですね、そういう林というのが非常に少ない、そういうことになりますと、当然、利用できるときは利用できるんですけども、そのあとまた何十年も利用できないという時期がいずれは来る、そういうようなものをですね、平準化させることによって、林業の資源をですね、循環して、持続的に使えるような体制をつくるというようなことを目指しているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そうなるもまた植林だとか、いろいろ計画的に進めるということになるんでしょうけれども、ただ、これはあくまでも町有林の話で、民有林というのは対象的にどうなんですか。国の予算もなかなか枠が小さすぎて、民有林の所有者の人達にもなかなか使える制度がないということで、以前から指摘されておりますけれども、まず、民有林、たまたま今回、小谷石地区で相続の関係で、長男が亡くなってしまったので、相続が小谷石在住の人に当たると。ただ、林業のことは全然わからないという話の中で、どうしたらいいんだろうなということで、三原係長には相談して、森林組合なり、GPSがありますので、ある程度、8番さんが言っていました地籍的な大まかな場所的なものは教えますよということで、また、そこに相続税なり、また、固定資産税がかかりますので、もし売れるような木があれば、それらも把握しながらということでありましたけれども、是非、何か町有林は当然こういう制度を活用して、何とかなるんでしょうけれども、民有林の考え方というのは、どこかで町の財政の中で進めるときがくるんだろうなと思っているんですけども、その辺の考え方というのは、この財政の中で、今、これは民有林、国費100%ですけども、町有林という形ですけども、こういう財源的なものというのは、民有林までは把握しないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

創生室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

お答えします。今回のですね、持続可能な森林整備ということで、こういう計画を立て

るんですけれども、当然ですね、町有林以外の民有林においてもですね、そういう計画制度はあります。ただ、あるんですけれども、やっぱり山に関心のある方というのが薄れているというのと、山の魅力というんですかね、昔は林業利回りといまして、要は木を植えてもある程度ですね、将来的には収入が確保できたんですけれども、今はそういう時代がないということで、やはり魅力がないというような状況の中で、植林が進まないとかですね、林業活動が進まないというような状況にあると思います。ただ、当然、それについては国の予算というものもですね、やっぱり限られている中で、少なくなっているという状況もあるのかなと思います。ただ、そうは言いつつもですね、やはり森林というのは、公共性を持つものなので、森林自体を持続可能な形にしておかないと、例えばある日突然、ばったり倒れたらですね、山全体がですね、例えば何かがあって山火事があったら全部だめとか、例えば台風によって倒れたとか、そういうようなことがですね、あったら大変なことにもなりますし、そういう意味でもやっぱり山を平準化しておくというんですかね、そういうようなことが必要なんだと思います。ちょっとですね、質問の答えにはなっていないかも知れないんですけれども、一般私有林の方はですね、自分の意思ですね、林業というものをやる、やらないという判断があるものですから、その部分がですね、ちょっと難しさというのがですね、あるのかなというふうに思います。ちょっと答えになっていないんですけれども、以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、泉議員。

◎ 4 番 (泉 政栄)

ちょっと関連して、6ページについてお聞きしたいのですが、私の質問の場合は、町有林に限ってもいいですけれども、まず、せっかくある木材を動かしていこうという目的でこういう事業が始まったと思います。そして、バイオマスを使ったエネルギー政策というのも順調になってきているように思います。それからまた恒常的にというか、長期間にわたって、燃料供給体制も心配ないだろうというふうになってきておりますよね。それで、ちょっと聞きたいのはですね、戦後、植えたとしてももう70年経っているわけですよね。それから10年過ぎて植えたとしても60年経っています。そのくらいの年数が経つと、用材というか、丸太にして、製材にして使えるような木がこの時期にごちゃっとあるわけですよ。前に説明資料にもありましたけれども。ですから、そういうごちゃっとあるのを一遍に切っちゃうと、また長期間のサイクルで出すことができなくなりますよね。ですから、町有林に限っていうと、それを例えば50年スパンのサイクルにするような出し方をしていかなくちゃいけないんですけども、戦後植えた丸太は今、切って使わなくてはいけないというジレンマが当然、持っていると思うんですけども、そのようなところをこれから植栽とそれから林道も作って繰り返ししていくわけだけども、その辺をどういうふうにクリアしていくのかなと思って、その点がちょっと疑問に思って質問します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。平成25年にですね、木質バイオマスの調査の関係で、賦存量というか、資源量の調査を行っております。それで、机上ですけれども、大体、資源量というのを今、言われたとおり、あと樹齢だとかの部分ですね、抑えているんですけれども、それを如何に活用していくかということで、今、議員さんおっしゃったとおりですね、バイオマスの熱量としての安定供給の部分、あと、こちらに書いてあるとおりですね、平準化、

あと、集約化を図ってですね、それに伴ってのいつどのようですね、施業するかという計画をこの中に立てていきたいと。それに伴って、林道なり作業道もこの中でじゃあ、どういうふうに付けていけばですね、できるのかということも含めてですね、この事業の中でやっていく今、予定になっておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、泉君。

◎ 4 番（泉 政栄）

それはこれからもここに予算も上がっていますし、結構林道も進んでいこうと思えます。ただ、今、質問した趣旨というのは、戦後、一遍に植えちゃった木がありますよね、それが今ちょうど伐採時期に来て、かなりの数量があるわけです。ですから、それを少しずつ間伐したり、あるいは、皆伐したりして、出していくわけですか、今、使える木だからといって、全部切っちゃうと、また一遍に植栽しなくちゃいけないので、その辺の長期性を持たせるために、伐採をしていく計画というのは、どのように見ているのかということを知りたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。4番議員さんがおっしゃるとおりで、この計画の中で、ですから、見通しとしては60年ですけれども、実際には20年くらいになると思うんですけれども、それらの計画を今、議員さんがおっしゃったものを今、この計画でいつ、どのような計画で施業していけばいいのかをですね、この計画の中で立てていきたいということなんです。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに総務費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、総務費を終わります。

ここで、議員の皆さんにお願いがあります。質疑のある方は、番号なり、議長という発言をしてください。ちょっと議長も皆さんの目に全部手が届くわけではないので、ただ無言で手を挙げられるとなかなかわからないものですから、是非ともその辺、ご協力のほどよろしくお願い致します。

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2時12分 ）

（ 再開 午後 2時25分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

次に3款民生費であります。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

68ページの部分でちょっと障がい者の補装具の部分で、50万円、今回、増加になっているんですけれども、これはちょっと確認のために伺いたいですけれども、対象者が増えたということですか。それとも、道具の部分で老化してまた新しいやつを入れ替えたという部分ですか、その辺、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。障害者の福祉補装具の50万円の追加の関係ですけれども、障がい者の人数はですね、増えておりません。今、言ったとおり、新しいものに取り替えるだとか、そういうのがちょうどたまたま27年度増えたということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、3款民生費を終わり、次に4款衛生費であります。衛生費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に6款農林水産業費。

発言がありませんので、終わります、次に7款商工費。商工費ありませんか。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

ちょっと94ページでお尋ねしますが、今の新幹線のイベントで花火を上げる予定ですよ、5発か6発何か上げるという話を聞いていたのですが、当日ですね、トンネル付近、相当のマスコミのヘリコプターが飛ぶと思うんですよ。その対応というのは考えていました。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ご説明を致します。今、こちらで想定しておりますのは、東京からの1番列車がトンネルから顔を出したときにですね、町民の方々ですとか、小学生、中学生皆さんで小旗を振ってお迎えをする、そのタイミングで花火といたしても、運動会で打ち上げるような、音を基本とした花火で、カラーで少し色が出る程度のものなんですけれども、それを顔を出した瞬間と中間と更に次のトンネルに入るタイミングで鳴らしながら、町民みんなでお迎えをしたいということを考えております。今、ご指摘のようにですね、当日、テレビ会社の数社から既に生中継をしたいということで、中継車も今の展望台の近くに置かせていただきたいということで、いろいろご要望をいただいているところです。今、ご指摘をいただきましたヘリコプターというのも当日、飛行が想定されますが、その部分、どのような場所に飛ぶという情報もまだございませんけれども、今、確かに安全確保の上では、当然配慮が必要であろうというふうに思われますので、情報収集しながら、その部分は再整理して対応してまいりたいと考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

普通の運動会用の花火というのは、高さは80から110mだと思うんですよ。花火がですね、トンネルから出てきた一瞬を狙って、それぞれ撮影するんだと思うんですけども、トンネルから顔を出した途端に花火を上げて、もしも事故があったときに誰が責任を取るかという問題。頼まれた業者、そこが一番、苦慮している部分だと思うんですよ、その辺、ひとつ早急に解決をしていただきたい。さらには、物産展大規模改修事業について

ですが、先ほど休憩中に最終的な図面と申しますか、改修図面を確かめにいったら、まだ議会に示していませんという言い方された。そこで、議長にお願いをしたいのは、議場に示していない図面を提出をいただきたいということです。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、3番議員より資料請求の要請がありましたが、資料請求するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですので、物産館の最終的な改修図面を提出していただきたいと思っております。

そのまま暫時休憩致します。

資料の配付が終わったようでありますので、休憩を取り消し、会議を再開します。

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

今、この図面をいただきましたけれども、実は昨日、たまたまあそこを通る用事がありましたので、工事の進捗状況どうなのかなということ、現地を見ました。今、この図面を見たらですね、何か違うみたいな感じがします。といいますのは、入ってすぐ2階の階段、ここにドア付いていますよね、今のこの図面ではなくて、現地は。玄関入っての左側については、カウンターとか、こういうの一切ありません。これもうあそこ工事全部終わっているはずなんです。下の部分は、何かこれ図面違うから、どうなのかなと。ただ、1つは、一番大事なことは、昨年度10月22日に議員協議会、全員協議会のときに出された図面、これが基で、10月30日の第3回臨時会で議決を得たわけですね。図面を示されて、その工事費がこれですよということで、我々は議決をした。ところが、図面違ったら、あの議決は一体どうなのかなという疑義が非常に感じます。そこで、一連の道の駅の基本構想、26年のドーコンさんに出した270万円から始まってですね、ずっと調べてみたんですね。27年度、6月、9月、それから10月と設計委託やってみたり、工事管理委託をやってみたり、ということでやったと思ったら、工事管理委託の248万円一挙に減額してみたりという、どうもこの今回の問題、一貫性が全く見えないなど。何が根拠かといったら、検討する期間が短すぎるのかなという気がするんですね。もう少し以前から町の理事者の方にこういう問題については、もう少し議会と検討する機会を長く持ってくださいというお願いは何回かしていたと思うんですが、この結果が最終的には、9月25日第3回定例会のときに6,500万円の大規模改修工事請負費を議決をした。さらには、1か月後の10月30日には、臨時会で4,070万円の減額をした。それは、議会でこうでないの、ああでないのと言われれば、ころころころころ変わってきたということなんです。その結果が。今までこの1年ずっと調べてというか、1つの表にしてみればですよ、どうなんでしょう。今回の大規模改修で昨年9月25日、第3回定例会でやって、6,500万円で、最終的には10月30日でやった臨時会の4,070万円減額の差額が2,430万円、この差額が大規模改修の工事費という格好になるのかどうか、この辺どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ご説明を申し上げます。ちょっと94ページをご覧いただきたいんですけども、今回、一番下の15の工事請負費のところでございます。物産館の大規模改修工事請負費と

ということで、前回、今、ご指摘のように、減額を致しましたけれども、更に入札によって契約減が発生しておりますので、結果、2, 210万円ということで、これが今回の大規模改修経費ということでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

先に質問した、ところで、室長、現地、今、工事やっている現地見ている。見ていません。見ているんだったら、玄関から入って、右側の階段の手前にドアがありますね。付きましたよね。

◎ 議長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

私もつい先立て、現地を見てまいりまして、今、左側、いずれも1階の図面でございますので、左側の図面がもとの物産館の1階、右側が今、改修後の1階部分です。それで、右の図面をご覧になっていただきたいんですけども、ポーチがあって、玄関があります。それで、今までは玄関入って、そのまま正面にまたもう1枚ドアがありました。いよいよ物産館の売店部分に入る部分なんですけれども、今、これを締め切りにしまして、左側にドアを付けました。この左側のドア入って、正面にカウンターがあって、右に行くと、売場の部分になるということです。それで、議員ご質問ありました階段の部分でございますけれども、これは以前からも今現在もドアはございました。ただ、ドアと言っているのは、階段の脇の方にストックルーム、物置になる部分がありますけれども、そこにはドアは設置してございますけれども、階段部分にはドアはございません。初めからありません。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

事務室部分、入ってですね、今、玄関から入って、左側の方に一切、カウンターも何もない。1つもないの。これからいけば、何かあるような気がするのですが、昨日、見た中では、左行ったら事務室のカウンターまで何もないんです。もう入ってすぐ全部展示室です。私の勘違いで、入って右側の階段の上のところには、以前からあったというのであれば、それはそれで私の勘違いとして訂正しますけれども、右側の方に、これからいけば、右側の方にもカウンターか何かできているんでない。左側よ、左側。この図面からそういうふうに見えませんか。これから作るというんだったら、話は別ですよ。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっとまず、整理します。松井議員の言っているのは、この図面で事務室の前にカウンター新設と書いてありますね。

◎ 3番（松井盛泰）

カウンター新設は、これは既にもうできています。その前はずっと何もないんです。

◎ 議長（伊藤政博）

図面上も何にもないですよ。図面上にも何もその間にはありません。

◎ 3番（松井盛泰）

これから作るなら別です。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩します。

( 休憩 午後 3時06分 )

( 再開 午後 3時11分 )

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

3番議員。

◎ 3 番 (松井盛泰)

先ほど冒頭に言いましたようにですね、図面と違う形で、今、今回、初めて図面出されたけれども、我々、初めは議決するときの図面が違っているのであればですよ、後々、修正かけた時点で我々にそれを示すべきであってですよ、我々、やっぱり前の図面でもって議決しているわけですから、この辺の考え方はどうなのかと、きちんとした答弁をいただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 眞)

ご説明を申し上げます。今、議員ご指摘の先立て10月22日に協議会のときに図面をお示して、予算のやり取りを含めて内容をご説明して、そのあと10月30日に臨時会で予算を補正させていただいたところであります。その段階で、この図面をお示ししていなかったということにつきましては、私どもの手落ちということでは言わざるを得ないというふうに思っております。それで、全員協議会のときにお示した図面につきましては、そういう形で基本的に進めていたんですけども、やはり施設の使い勝手諸々含めて、いろいろ部内で議論した中では、やはり玄関入って今の形の方が売場面積も広く取れるし、使い勝手もいいだろうということで、実はコンサルの方と相談をして、設計見直しをしながら、実はこういう形の図面を起こしたということで、この点については、私どもの方で事前にとりかかるといって、機会をみて、議会の皆様方にしっかりした図面で説明していなかったということにつきましては、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに7款商工費。6番、五十嵐君。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

北海道新幹線のイベント、先に3番さんに取られましたけれども、その内容をもう少し掘り下げて、もう少し具体的にちょっと説明していただきたいと思います。お願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長 (小田島伸二)

3月26日のイベントの今、想定している案について、ご説明を致します。前回、ご承知のように、昭和63年の津軽海峡の開通のときには、町民の皆様、1千人ほどがお集まりをいただいて、大歓迎をしたという事実がございます。ただ、ご承知のように、3月26日といいますのが、議会議員の投票日の前日ですとか、いろいろな町内的な事情もあるということで、1千人お出でいただくのは少し難しいかなということを考えておまして、現段階では、小学生、それもある程度、高学年の子ども達とあと中学生のご参加をいただくということで、それで180名ほど、さらには、町内、もう既に広報の3月号で町のようなことを考えている、ご参加の周知のチラシもお配りしているところですけども、既にもう町民のいろいろな方々から、参加したいよということでお電話いただいておりますけれども、それらを合わせて大体350から400名程度で、トンネル撮影台がございま

す、国道228の萩茶里橋の歩道橋に皆さん、現地が車で行くとちょっと、歩道橋、もしくは、より築堤の方が見やすく、より安全ということで、少し今、場所の調整をしているところでございますけれども、いずれにしてもトンネル撮影台のあるあたりですね、その350から400人くらいの皆さんでお迎えをしたいというふうに考えております。それで、北海道新聞から既にお迎え用の小旗をいただくということもご提案をいただいております。更にJR北海道からも小旗を提供いただけるということになっております。更に先日、JR北海道から、もし知内町民の方々がそのようなお迎えいただけるのであれば、新幹線のアナウンスの中でですね、トンネルを出たときに、町民の方々がこうやってお迎えしていただいていますというような、アナウンスも考えていますということでお知らせをいただいているところです。更に萩茶里橋の国道橋のところですね、大きな歓迎の言葉を書いた看板を設置を致しまして、それを1週間程度、掲示をしながら、通過する北海道新幹線の乗客の方々にご覧をいただきたいなと思っております。更に先ほど、3番議員さんからの安全性についてのご指摘をいただいて、今後、また更に調整が必要と思われるけれども、先ほどご説明をしたような花火での打ち上げと更に尾刺地区、今、まだ場所完全に確定はしていないんですけれども、大きなアドバルーンを掲げまして、そちらの方で歓迎の意を表すというようなことを考えています。想定しておりますのは、先ほどもどちらかの場面でご説明をしていましたけれども、東京発の1番列車、したがって、青函トンネルの出口は10時半前後と思われるんですけれども、そちらを基本的にお迎えしていくということを想定しております。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、五十嵐君。

◎ 6番（五十嵐捷爾）

私は一般質問したときは、町長も4番列車と今、室長言ったように、それをメインだということをお話をして、私も半分は納得しかかったんですけれども、やはりトンネルの最初に来る1番が、一番、絵になる場面だと思うんですよ。町では4番がメインになっていますけれども、マスコミ、世間では、1番が一番ですから。シャレ言っているわけではないんですけれども。それに対する歓迎が、例えば今、子どもさん達やったとか、住民やっているのは、それは4番なんでしょう、対応は、4番なんですね。これ、私ね、変えてほしいと思う。小学校、中学生だめだったら、湯ノ里さんの方々に頼んで、1番が一番ネックだから。2番、3番、4番来るけど、誰もマスコミが飛びつくというのは、1番列車ですよ。JRの切符にしたってそうでしょう。40秒で売れちゃって、そして、一番高いやつが1.5倍から2倍だよ。それだけね、1番列車にみんな期待しているんですよ。トンネルの開通と同じく。63年の。だから、その方はもう一度、考え直してほしい。まだ間に合います。1番列車の中継というのが一番ですから。間違いなく。絶対付けると怒る人もいますけれども、私は確信持っています。そのようにもう一回、考えていただきたいと思っております。答弁、よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

先ほどご説明を申し上げました東京、今、議員、4番とおっしゃいましたけれども、10時半ということでですね、既に町の広報3月号の中のチラシに同封を致しまして、町民の方からその部分では是非、参加をしたいよということで、もう参加のご連絡をいただいているところです。今、ご意見にあるような、本来の意味での1番列車、それは相当早い時



間になりますので、そこの部分ですね、実は東京発の1番列車をお迎えするときも、ご承知のように現地が道路だけで、町民の方々が自家用車でどっと来られると、交通安全上の問題も発生するであろうということで、町民の方々のご参加をいただける場合、役場にお集まりをいただいて、町のバスとあと民間バスも一部借上げを想定しているんですけどもその方々を一気に現地に運びまして、それでお迎えをして、更にもう一度、こちらに返ってくるということを想定しております、今のご意見にあるような、1番の部分もバスで対応するとなると、それは相当難しさがあるなというふうに感じております。ですので、むしろそれはもしそれが有効ということであれば、町も一部、努力する必要があるのかもしれませんが、是非、例えば民間の方々、例えば観光協会の方々だとかがですね、是非、発意をいただいて、そのような自主的な取り組みをしていただきながらですね、そこの部分で、町が支援できるものは、そこら辺を検討して行くべきかなというふうを考えております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、五十嵐君。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

先ほども何回も言いますけれども、1番列車が一番だということを頭に入れておいてください。4番列車と同じようなお迎えでなくてもいいから、募って、希望者が出てもらう、そういう方法をしてくださいよ。それから、下りばっかりじゃなくて、上りの1番、一番最初にあるのは、上りの時間ですからね、6時50分から55分、これが一番最初にトンネルに入るんですよ。出てくるのが7時15分から20分、メインはやっぱり下り列車、差を付けるわけではないんだけど。そのときにだよ、テレビカメラ現地やっていた、そして、必ずトンネルから振るでしょう、あちこち。そのときに仮に誰もいなかったら何と思います。こんな恥ずかしいことないよ。町長、千載一遇だと言ったでしょうや。絶対、一番撮りに来ているんだから。お客さんいないところ、振りません、カメラ。恥ずかしい、誰もいないもの。そういうことをするテレビ局がありますか。必ず回ります。ああ、来ているんだな、期待しているんだなと。利用する駅と木古内と新函館北斗、違うから。ここはトンネルの出口なんです。それをね、最高に生かすと思ったら一番列車しかないんだって。本当に。もう一回、再考してください。答えいりません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに7款商工費ありませんか。

ないようでありますので、次に8款土木費です。

2番、木村君。

◎ 2 番 (木村 一)

96ページ、8款土木費、この住宅改修耐震補修補助金、今後ともこれ需要等は見込めますか。ちょっとその辺。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

実施して5年か6年経とうかと思えます。それで、実績ずっとゼロでございます。それで、対象となるのが、昭和56年の家屋ですから、ますます老朽化が進んでまいりますので、需要の見込みというのは、どんどん減ってくるだろうと思っております。ですから、新年度予算でも説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、そろそろ予算の計上については、内部検討する時期かなというふうには考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、木村君。

◎ 2 番（木村 一）

もう昭和58年の基準といえば、もうそろそろ耐用年数も過ぎて、もう取り壊しの住宅の状態になってくる気持ちもあるんですけども、先ほど新年度予算で、今後の需要、一応、検討することですから、なかなかその需要が見込めないのに対して予算ばかり計上して、毎度、減額、減額となっていくんですけども、今後とも需要があればこの事業として継続していくのはいいんですけども、5、6年経って、さっぱりゼロというのであれば、やっぱり検討してほしいと思いますけれども。答弁はいいですから。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに8款土木費ありませんか。3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

本当に小さいことで申し訳ありません。これは本来は総務の関係のときに聞けば良かったんだろうけれども、土木費の中であえて聞かせていただきます。住宅使用料の滞納手数料、3万円、当初から見込んでいて、全く使っていない。なぜ、この住宅使用料、滞納について、これをフル活動して、滞納料を少しでも減額しようという努力がなされていないのかということ。この予算が使っていなかったら、全く努力していないのかという解釈を取ったんですが、もし説明できるのであれば、説明していただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

102ページの役務費ですね。総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。102ページに記載の住宅管理費の12節役務費の手数料の関係でございます。これにつきましては、住宅使用料、裁判所に申し立てをして、滞納処分する場合の手数料ということで計上させていただきました。それで、うちの町、今まで一度も裁判所申立てをして滞納処分してございませんでしたけれども、何とか27年度、手をかけたいということで、当初、予算計上していただきましたが、結果的には、滞納処分までいけなかったということで、対象がないというわけではなくて、事務的になかなか滞納処分までいけなかったということで、今回減額させていただくことになりました。次年度、何とかその辺、滞納処分までいけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに土木費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に9款消防費。消防費ありませんか。

特に発言がありませんので、次に10款教育費。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

119ページ、文化交流センター、これについては、当初、賃金として158万4千円を組んで、ところが、27年度は、文化交流センターの賃金、一切使われていないんです。これは当初の予定からいって、誰か委員会の職員が兼務していたということの解釈でいいんだろうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

田中教育長。

◎ 教育長（田中健一）

ご指摘のとおりで、社会教育係の方で、文化交流センターの管理の方を兼務して進めていました。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

管理人を当初、あそこをやった当時から何年か置いていたわけですが、社会教育係の方で兼務できるということで、はじめから兼務できたということなんですよね。裏を返せば。何かこういう形で、全部減額されれば、今までやってきたことがすべて無駄になるのかなと。兼務できたものをあえてここ使ったのかなと解釈をするんですが、何か答弁があったらお願いしたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

管理人を置いていただいて、大変、我々としても事業展開上、助かっていました。本来であれば、この管理人がきちんといまして、事業の構成だとか、日常の使い方も目が届くんですけれども、今回はいろいろな諸事情もありまして、社会教育係で兼務するようになったんですけれども、本来的にいえば、管理人をきちんと設置した方向で、この文化交流センターの活用というのは、考えていく方がやっぱり大事なことだと思っていますし、そのように進めていきたいなと思っていますので、よろしくどうぞお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

ということは、これからも管理人は置かないという解釈でよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

新年度予算の中で説明することになるんですけれども、結論からいうと、入っていません。その中で、清掃、環境整備の賃金だけみえています。よって、来年度、我々の方で管理をするか、この活用の仕方について、町側と協議をするという方向で、それを進めていきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

関連してなんですけれども、今までは、一般公募をかけて、管理者選定していましたがけれども、今回、社教の方から、教育委員会の方から派遣をしたということで、その内容的なものは同じなんですか。体制的には。常備、以前と今回と。体制というのは、文化交流センターに張り付いての仕事になるんですか、それとも、行ったりきたりの兼務になるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

今年度のことでしょうか。前年度26年度は、管理人の方がいまして、開館時間から終

わりまで、常駐していました。今年度は、諸事情もありまして、使用するときには鍵のことだとか、使用利用だとか、それから、使用に対する許可等とそれと中の活用状況等々について、社会教育の担当者の方が出向いて行って、後始末の状況を見たり、鍵を開けたり、または、鍵を貸したときの回収をきちんとするとか、そういう対応をしていました。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

そのウエイト的なものというのは、どのくらいの感じなんですか。要するに例えば公募でやる場合、158万円かかるわけですよね。そこに7割そちらの方のウエイトになるのか、それとも9割なのか、その辺の感覚的なものというのはどうなんですか。どうやっても今の方が効率がいいという判断ですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

今年の取り組みですよ、それが以前と比べて、効率がいいかどうかは、よくありません。例えば展示だとかをする場合に、展示をしても日中、管理人がいないということは、開館できないですよ。社会教育係の担当者がそこに一日中張り付くこともこれも無理です。よって、効率的なことからいって、便宜上からいって、職員がやっぱり管理人がいた方がいいです。そういう意味では、今年度の事業の社会教育の反省の中にも管理人が置けなかったもので、展示等々について大きなやっぱり課題があるというふうに反省の方もさせていただきました。それらも考えながら、次年度のこれからの28年度の使い方というのは、考えていかなければならないと、その立場でその立脚点で進めていきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに教育費ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ちょっと確認のためにお聞きしたいんですけども、111ページの部分で、需用費でこれ指導書の教授用資料と今回130万円の予算を見たんですけども、私、今頃、なんぞこういうことになるのか、その辺について、理由をお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

中学校の平成28年度から使用する教科書がですね、27年度、昨年、新しく採択されたんです。それによって、教科書が変わるんです。それが27年度の7月の段階で教科書が変わる会社が決まりましたので、それに向けて、すぐ使いますので、その意味で今年度追加の予算の方があるということで、ご理解ください。中学校教科書が変わったということです。それに伴って、指導書等々が購入したということになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

28年度に向けてのための準備の資材ということで理解してよろしいんですね。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

そのとおりです。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ちょっと資料忘れてきたんですけれども、その教科書の選定ということで、要するに事前に新年度の教科書、どれを使うかということで、全国的に問題になりまして、北海道でも400だったか、400人以上いたと聞いていますけれども、それには全然、知内町というのは関与していないということで、よろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

ご指摘の内容で、北海道全体で450何人ですよ。渡島管内で、函館市も入れて、確か40何人というふうに聞いていたんですけれども、詳しい資料はわからないというふうに話は聞いていました。各管内の町の中で、関わった方に道教委の方で面談をしながら調査しました。本町の場合に、結論からいいまして、誰もいません。よって、この教科書の採択そのものに関わる、現在、発生している問題に関して、調査対象には、本町教職員になっていないということで、ご理解ください。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに教育費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に11款災害復旧費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、次に12款公債費。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、ほかに歳出全般で質疑漏れがあれば許しますが、よろしいですね。

歳出の質疑を終わりますので、歳入一括並びに地方債、繰越明許費の質疑を行います。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

36ページの町有林の売払収入ということで、これは確認の意味で、立木、立っている木を売ったんですか、それともある程度の土地の面積を考慮した部分なのか、その辺、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。町有林の出た材を売った収入ということです。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

それは面積的には、どのくらいの面積の部分で木を売ったんですか。なんぼくらい売れたんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

材積につきましては、1, 0 2 6 m<sup>3</sup>になります。面積は、4. 5 h a の伐採になっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

木の本数とか、町としては把握しているんですか。どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ちょっと手元にはないので、はっきり言えませんが、材積として先ほど言ったとおり、1, 0 2 6 m<sup>3</sup>切って、その木にはいろいろ太さだとかがありますので、それによつては、単価いろいろ決まってくるけれども、結果的には1, 0 2 6 m<sup>3</sup>出したことを把握しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

ただ、この74万4千円ということになると、やはりそれなりの計算でこの金額が出てくると思うんですね。その辺の町としては、その部分をどのような形で把握して、このような形で金額で弾いてきたのかをお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を続けます。

今、歳入並びに地方債、繰越明許費の質疑を行っています。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号、『平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第3号、平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成27年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,092万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,603万円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。15ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費については、補正額はありますが、財源内訳を変更するものです。

16ページ、2項徴税費、1目賦課徴収費については、補正額はありますが、財源内訳を変更するものです。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に800万円を追加し、3億9,800万円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険者負担分として本年度給付見込額により追加をするものです。

2目退職被保険者療養給付費から300万円を減額し、2千万円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険者負担分として本年度給付見込額により減額をするものです。

5目審査支払手数料から14万円を減額し、93万3千円とするものです。12節役務費、審査調査支払手数料、本年度見込みにより減額をするものです。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費については、補正額はありますが、財源内訳を変更するものです。

2目退職被保険者高額療養費についても、補正額はありますが、財源内訳を変更するものです。

22ページ、5項葬祭諸費、1目葬祭費に15万円を追加し、60万円とするものです。19節負担金補助及び交付金、葬祭費、本年度見込みにより不足が生ずることから追加をするものです。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金に12万円を追加し、7,508万9千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、後期高齢者支援金、本年度見込みにより追加をするものです。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金に7千円を追加し、4万5千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、前期高齢者納付金、本年度見込みにより不足が生ずることから追加をするものです。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金については、補正額はありますが、財源内訳の変更によるものです。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金から1,247万6千円を減額し、213万2千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、高額医療費共同事業医療拠出金、平成27年より交付金と拠出金との相殺により減額をするもので

す。

3目保険財政共同安定化事業拠出金から1億5,712万7千円を減額し、9万7千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険財政共同安定化事業拠出金、平成27年度より交付金と拠出金の相殺により減額をするものです。

28ページ、8款保険事業費、1項保険事業費、1目保険衛生普及費から162万円を減額し、498万1千円とするものです。8節報償費、特定保健指導費5万円の減額、11節需用費、保険活動車修理費から消耗品まで、合計43万2千円の減額。13節委託料、医療費通知から特定健診・保健指導データ管理委託料まで、113万8千円を減額。それぞれ不用額と見込まれる額を減額するものです。

12款予備費、1項予備費、1目予備費から483万9千円を減額し、95万円とするものです。予備費を減額するものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。3ページ、歳入をご説明致します。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税から853万7千円を減額し、1億3,191万8千円とするものです。1節医療給付費現年度分から6節介護納付金滞納繰越金まで、それぞれ収入見込額により減額をするものです。

4ページ、2目退職被保険者国民健康保険税から141万4千円を減額し、726万3千円とするものです。1節医療給付分現年度課税から6節介護納付金分滞納繰越金まで、それぞれ収入見込額により減額するものです。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金に24万8千円を追加し、1億3,952万4千円とするものです。1節現年度分、療養給付費等負担金に120万1千円の追加、後期高齢者支援金負担金分として95万3千円の減額、収入見込額により、それぞれ追加、減額をするものです。

6ページ、3目特定健診等負担金から20万5千円を減額し、111万1千円とするものです。1節特定健診等負担金、収入見込額により減額するものです。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金から4,428万3千円を減額し、5,339万7千円とするものです。1節普通調整交付金から4,288万7千円の減額、2節特別調整交付金139万6千円をそれぞれ収入見込額により減額するものです。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金から160万5千円を減額し、1,847万2千円とするものです。1節現年度分療養給付費交付金として収入見込額により減額をするものです。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金から3万円を減額し、1億301万円とするものです。1節前期高齢者交付金、3万円の収入見込額により減額するものです。

6款道支出金、1項道負担金、2目特定健診等負担金から20万5千円を減額し、111万1千円とするものです。1節特定健診等負担金、収入見込みにより減額するものです。

2項道補助金、1目財政調整交付金から765万3千円を減額し、3,367万4千円とするものです。1節普通調整交付金778万9千円の減額、2節特別調整交付金、13万6千円の追加、それぞれ収入見込み額により減額、追加するものです。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金から1億3,379万2千円を減額し、3,836万9千円とするものです。1節高額医療費共同事業交付金、49万4千円の追加、2節保険財政共同安定化事業交付金、1億3,428万6千円減額。平成27年度より交付金と拠出金の相殺により減額をするものです。



9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に238万1千円を追加し、4,403万2千円とするものです。1節保険基盤安定繰入金、351万8千円の追加。3節財政安定化支援事業繰入金、113万7千円の減額。それぞれの額の確定により、追加、減額するものです。

9款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金に2,417万円を追加し、3,217万1千円とするものです。1節基金繰入金、平成27年度収支見込みにより繰り入れするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

22ページの葬祭費、直接はちょっと関係ないんですけども、不謹慎な話にちょっとなるのかわかりませんが、亡くなって、人生を全うして棺に入って火葬されるわけですけども、その棺について、ちょっとお尋ねします。今、地材を使って、森林活性化の意味でいろいろ木の活用、住宅等、図っております。それで、棺等、ピンからキリまであるんでしょうけれども、10万円から50万円、60万円の棺もありますし、そこで提案なんですけれども、その棺、町のスギで町のマークも入れながら、どうなのかな、ちょっと不謹慎になるのかどうかという、そこちょっと気になるんですけども、ただ、そういう棺を町が贈って、贈ってというよりも、助成して、町長の感謝の思い等も棺に書きながら、見送るというのも一つの方法なのかなと思うんですよね。多々、葬儀に関して、棺の問題になると、結構高いんだよなというお話は重々、いろいろなところから多分、葬儀委員長をやればあるんだろうと思いますけれども、そういう意味で、その棺に関して、スギで作って、最後、見送るという、それが不謹慎になるのかどうかかわかりませんが、その辺、ちょっとどうなのでしょう。考え方として、やるべきというよりも、可能性はあるのか、お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 眞)

只今、1番議員さんのお尋ねでございますけれども、実は正直申し上げて、亡くなった方の棺を例えば地域材を使って作ってみるという発想は、実は内部的に議論したことも実はございません。実際はそういう議論もしたことはございません。それで、今、せっかくそういうご意見をいただいて、果たして、それが作るとしても町が作るというのではなくて、町の業者さんが作って、そして、今、町内にある葬祭屋さん、どこか大手で作ったものを大量に仕入れるという形であろうと思うので、そのコスト的なものを含めてどうなのかということと、あと町内の事業者さんがそういうものを果たして、ある意味、言葉として不謹慎かもわかりませんが、生業としてやると。結局、形を作って、それらのものを作るということになると、ある程度のロットのさばきがなければ、生業としては難しさもあるんだろうというふうに思いますけれども、町がそういうものを声かけして云々というものもどうなのかということは一方向ではありますが、然るべきときに木材加工協同組合の皆さん方と実は議会の方からもこんなご意見をいただいたんですけどもということで、ちょっと話題は投げかけてみることは、ちょっと考えてみたいなというふうには思いますけれども、ただ、それがいくら地域材の活用としても、果たしてどうなのかとい

うこと、それをやります、やりませんということは、直ちに軽々に申し上げることはなかなかできかねるということで、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第11、議案第4号、『平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

議案第4号、平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について。

平成27年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,220万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から26万円を減額し、225万2千円とするものです。13節委託料、健康診査委託料、額の確定により減額をするものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金に163万2千円を追加し、5,937万1千円とするものです。

19節負担金補助及び交付金、保険料等負担金、額の確定により追加するものです。

引き続き、歳入を説明致しますので、3ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料に163万2千円を追加し、3,597万5千円とするものです。1節後期高齢者医療保険料、収入見込みにより追加するものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から26万円を減額し、2,5

92万円とするものです。1節事務費繰入金、額の確定により減額するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第5号、『平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第5号、平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

平成27年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,015万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。6ページをお開きください。2款保険給付費、1項保険給付費、1目介護サービス等給付費については、補正額はありますが、財源内訳の変更によるものです。

7ページ、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目二次予防事業費から5千円を減額し、941万7千円とするものです。3節職員手当から4節共済費については、平成27年度人事院勧告及び共済負担率の改定により、それぞれ追加、減額するものです。

2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費から7千円を減額し、1,004万2千円とするものです。3節職員手当等、4節共済費についても、人事院勧告及び共済負担率の改定により、それぞれ追加、減額をするものです。

引き続き、歳入を説明致しますので、3ページをお開きください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料から3万円を減額し、9,239万5千円とするものです。1節現年度分保険料、収入見込みにより減額をするもので

す。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金から1万2千円を減額し、1,982万4千円とするものです。1節事務費繰入金、額の確定により減額をするものです。

5目低所得者保険料軽減繰入金に3万円を追加し、116万8千円とするものです。1節現年度分、低所得者保険料軽減繰入金、額の確定により追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第13、議案第6号、『平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

議案第6号、平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について。

平成27年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,890万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から24万円を減額して、1,188万2千円とするものです。3節職員手当、4節共済費で、不足が見込まれる額、合わせて6万円の追加。19節負担金補助及び交付金、27節公課費で、下水道利用促進補助金、消費税の確定により、合わせて30万円の減額でございます。

次のページをお開きください。2目施設維持費から441万円を減額して、5,582万7千円とするものです。11節需用費で、光熱水費、薬品費から、不用と見込まれる額90万円、13節委託料で、委託費の確定により351万円を減額するものです。

続きまして、3ページをお開きください。歳入をご説明致します。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料に210万円を追加し、3,820万円とするものです。これは町内の工事関係による臨時の下水道使用料が増加したことによります。

次のページでございます。2項手数料、1目手数料で、浄化槽で手数料が見込みにより増加したため、10万円それぞれ追加するものでございます。

5ページでございます。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金で、知内町クリーンセンター電気設備更新事業費確定により46万円を減額し、460万円とするものです。

次に6ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から事業費確定により599万円を減額し、1億1,073万円とするものです。

次に7ページでございます。6款町債、1項町債、1目下水道事業債からクリーンセンター電気設備更新事業費確定により40万円を減額して、370万円とするものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

9ページの放流水質法定検査委託料でお尋ねするんですけども、いろいろな数値基準なり、項目等あると思うんですけども、過去5年間で動きとして大きく変わった年度というのはあるのか、それとも、毎年同じような数値で推移していたのか、お尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

基準値、非常に小さい数字なんですけれども、すべて基準値クリアしてまして、ほぼ毎年、一定でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算  
(第2号) について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第14、議案第7号、『平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

議案第7号、平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成27年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,484万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明させていただきます。4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、2目施設維持費から10万円を減額し、782万1千円とするものです。13節委託料で、クリーンセンターの維持管理委託料の確定により、減額をするものでございます。

次に3ページをお開きください。歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から10万円を減額して、2,187万6千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第8号 平成27年度知内町水道事業会計補正予算(第3号) について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第15、議案第8号、『平成27年度知内町水道事業会計補正予算(第3号)』

について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第8号、平成27年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）について。

第1条、総則。平成27年度知内町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。平成27年度知内町水道事業会計予算、第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）の年間総給水量を42,062m<sup>3</sup>削減し、842,938m<sup>3</sup>とし、（3）の1日平均給水量を115m<sup>3</sup>削減し、2,310m<sup>3</sup>とするものです。

第3条、収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

下の表でございます。収入におきまして、1款水道事業収益、1項営業収益から404万1千円を減額して、1億1,884万2千円とし、水道事業収益合計で1億3,940万9千円とするものです。

次に支出におきまして、1款水道事業費用、1項営業費用から111万5千円を減額し、2項営業外費用に2万1千円を追加して、水道事業費用全体で109万4千円を減額し、1億2,059万1千円とするものでございます。

次のページをお開きください。第4条、資本的収入及び支出。予算第4条本文括弧書き中、過年度分損益勘定留保資金6,616万3千円を過年度分損益勘定留保資金6,046万8千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

下の表でございます。収入におきまして、1款資本的収入、1項工事負担金から116万8千円を減額し、400万2千円とし、資本的収入合計で459万1千円とするものでございます。

次に支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費から686万3千円を減額し、資本的支出合計で7,750万4千円とするものでございます。内訳をご説明致します。

3ページをご覧ください。平成27年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。まず、収益的収入でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で、水道料金を404万1千円減額し、1億1,795万9千円とし、水道事業収益合計で1億3,940万9千円とするものでございます。この減額につきましては、発電所の使用料が見込みより少なかったことが要因でございます。

次のページをお開きください。収益的支出でございます。

1款水道事業費用から109万4千円を減額して、1億2,059万1千円とするものです。内訳は1項営業費用、2目配水及び給水費で、人件費として不足が見込まれる額4万5千円の追加。3目総係費から人件費で不用と見込まれる額116万円の減額。

2項営業外費用、1目支払利息で、企業債利子の追加、利息変動による不足が見込まれる額2万1千円の追加でございます。

次に5ページをご覧ください。資本的収入でございます。

1款資本的収入、1項工事負担金、1目工事負担金で、消火栓更新工事、重内地区配水管工事の事業費確定により、工事負担金を116万8千円を減額し、400万2千円とし、1款資本的収入合計で459万1千円とするものでございます。

次に6ページをお開きください。資本的支出でございます。

款資本的支出から686万3千円を減額して、7,750万4千円とするものでございます。内訳は1項建設改良費で、1目浄水施設改良費から4目消火栓設置費まで、すべて事業費確定による減額でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。

ちょっと早めに55分から、3時55分から開会します。

（ 休憩 午後 3時44分 ）

（ 再開 午後 3時55分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 報告第1号 平成27年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、報告第1号、『平成27年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題とします。

報告内容の説明を求めます。教育長。

◎ 教育長（田中健一）

平成27年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価につきまして、ご報告の方致します。

1ページから9ページに記載されている内容は、平成27年度の点検評価の対象項目になります。

平成27年度教育行政施策体系に基づいて、施策の進捗状況などについて点検評価致しました。

10ページ、11ページをお開きください。教育委員会議の開催状況について、一覧にまとめてあります。平成27年度は、知内町総合教育会議、全国学力学習状況調査並びに全国体力運動能力運動習慣など、調査結果の北海道版結果報告への掲載同意、第2次知内町学校教育中期推進計画などについて協議等に取り組んでまいりました。

続いて、12ページ、13ページの教育委員会が委嘱している委員会、設置した協議会



等の活動状況について、3つの委員会について報告したいと思っています。

1点は、学校運営協議会です。学校運営協議会は、知内高等学校、湯ノ里小学校に設置し、計画的に協議の場を設け、活発な意見交換を進めながら、教育活動並びに学校運営を支えています。

続いて、教育支援委員会について、ご報告致します。教育支援委員会は、就学児童や在学している児童生徒で、特別な配慮を必要とする児童生徒の把握並びに保護者等の意向調査などをきめ細かく実施し、適正な就学に向けた取組みを進めていました。

終わりに、知内町子ども読書活動推進計画策定会議について、お話の方させてください。子ども読書活動推進計画策定会議は、今年度、子ども策定委員を委嘱し、子どもの目線から読書環境づくり等を協議の方させていただきました。なお、子ども達の策定委員の数は14名、小学校から高等学校までの生徒がこれに参加しています。

続いて、17ページお開きください。17ページからは、重点的に評価・点検した内容について、構成してあります。内容は、教育推進重点事業、社会教育の充実、スポーツの振興、郷土資料館活動の充実、文化交流センター活動、給食センター事業について、記載されています。この中から、何点かご報告の方させていただきます。

18ページお開きください。子どもの学力を育む取組みについて、27年度は、子どもが主体的に学習を進めるアクティブラーニングの指導方法の研究開発に取り組んだこと、国際理解教育の充実に向けた交流事業にも取り組みました。また、インクルーシブ教育に指定を受けて、3年目を迎え、最終年次としての取組みの方、進めてまいりました。

19ページをお開きください。子どもの体力運動能力を育てる取組みです。27年度は、北海道体力向上総合実践事業に取り組み、これまでの課題であった柔軟性、瞬発力の向上が見られました。また、体力手帳の活用に伴い、各学校で体力づくり環境を充実させています。また、食育指導計画に基づいた事業実践が計画的に進められていました。

続いて、21ページをお開きください。信頼される知内高等学校教育の確立について、報告の方致します。学校運営協議会において、高校教育のあり方、教育内容、環境整備などについて、貴重な協議の場となっています。また、課題として、学校本来の目的である学業の習得のため、学習意欲を高めることや、学習習慣を身に付けさせることが課題となっています。

27ページお開きください。社会教育に関わる取組みの中から放課後子ども教室推進事業について、ご報告の方させていただきます。この事業では、各教室に配置された推進委員の経験や地域の実態にあった運営について、取り組んできました。

また、公民館講座では、健康づくり、趣味、教養などの学習機会を多く求める声が多く、充実に取り組んでいきたいと考えています。

31ページをお開きください。スポーツ振興に関わる取組みでは、合宿・大会誘致を行い、各スポーツ施設の有効活用が進められていること。北海道体力向上総合実践事業一貫として、プールを活用した運動教室、ノルディックウォーキング等について取り組んで開催してまいりました。

おわりに、32ページお開きください。郷土資料館活動の中から充実に関する項目では、ミュージアムパルなどの講座のマンネリ化しない運営の方法に努めるとともに、児童生徒への学習の機会となる活用普及を広げることがこれからの課題となっています。

以上、概要について申し上げます。お手元の報告書をもって、平成27年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検評価の報告とさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

報告の案件であります。質疑があれば、特に許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、報告第1号はこれで終わります。

---

## ● 平成28年度知内町行政執行方針について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第17、『平成28年度知内町行政執行方針について』を議題とします。

町長から説明願います。町長。

### ◎ 町 長 (大野幸孝)

#### I はじめに

平成28年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行について私の所信を申し述べさせていただきます。

私は、町長就任以降、これまで本町のまちづくりテーマであります「笑顔かがやく躍動の舞台(まち)舞台」の実現を目指して、「地場産業の振興によるまちづくり」、「新たな雇用創出によるまちづくり」、「子供の未来に希望のあるまちづくり」、「生き生きと活力あふれるまちづくり」、「交流事業の推進によるまちづくり」、「地域特性を活かしたまちづくり」、「行財政改革の推進」の「7つの目標」を掲げ、職員と一丸となって取り組んで参りました。

本年3月26日に、待望の北海道新幹線が開業し、首都圏をはじめ北関東や東北圏からこれまで以上に多くの方々が道南を訪れることが期待されており、青函トンネル北海道側出入り口としての立地特性を最大限活かすとともに、圏域各市町との連携を密にしながら、来訪者の受入体制整備と交流事業の推進を図らなければなりません。

さて、国内経済は、国の経済政策で持ち直し傾向にあったものの、賃金の伸びが限定的な中で物価上昇により個人消費は停滞し、景気の減速感が強まっている状況にあります。このような中で、日銀は消費や投資を促進させるため、マイナス金利の導入を決定したものの、急激に円高が進み国内経済への不安要素が払拭されない状況であります。

さらに、地方を取り巻く状況は、バブル崩壊以降、人口減少や少子化、超高齢社会の進展など多くの自治体で共通の課題として取り上げられ、国においては「まち・ひと・しごと創生本部(地方創生本部)」が発足し、本町においても平成27年度から5カ年の「知内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指すことと致しました。

また、本町のまちづくりの指針となる第6次知内町まちづくり総合計画を、町民皆様から多くの貴重なご意見やご提言をいただきながら策定することができました。本計画では、本町のまちづくりテーマを「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」に設定し、平成28年度を初年度として10カ年間に亘り、本町の目指すべき方向性を示し、まちづくりの各種施策事業を、職員一丸となって、町民の皆様と共に積極果敢に取り組んで参りたく考えておりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### II 基本方針

次に、町政に対する基本的な考え方について申し上げます。

私は、本町のまちづくりテーマの「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」をめざし、一人ひとりの町民が、知内を誇りに思い、いつまでも安心して住み続けられるよう、次の

4つの柱を掲げ、知内町のまちづくりに鋭意取り組んで参ります。

1. まちに希望を持ち安心して住み続ける（定住）
2. まちへ新しいひとの流れをつくる（移住）
3. まちの資源を生かして賑わいをつくる（交流）
4. まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる（出生）

### Ⅲ 主要施策の推進

次に、主要な施策についてご説明申し上げます。

第1に、「まちに希望を持ち安心して住み続ける」であります。

#### (1) 産業を振興する

「まちに希望を持ち安心して住み続ける」ためには、なんとであっても、産業を振興することが基本であります。本町が持続可能なまちであるためには、地域産業の持続発展が絶対条件であり、これまで先人が培ってきた知恵と経験に加え、新たな視点を持った担い手の育成確保をはじめ、総合的な本町産業の振興施策を進めて参ります。

農業は、生産基盤の整備充実とともに、新規就農者対策による担い手・後継者の育成確保や施設再編などによる省力化を進め、安全、安心で良質な産品づくりにより知内ブランドの確立を目指します。

林業では、森林資源の整備保全を推進するとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業等の振興を図り、あわせて町民との協働による森林づくりを展開して参ります。

漁業にあつては、漁港や増養殖施設等の生産環境の整備と水産物の販路開拓や付加価値向上対策を進めるとともに、漁業の維持安定のため担い手と後継者の育成確保に努めて参ります。

商工業については、高齢化が進展する中であつて、生活必需品を町内で購入できることが、生活豊かさのバロメーターであろうと考えます。また、製造業や建設業では既存企業の育成強化とあわせ、起業や新分野への進出を支援して参ります。

#### 1) 農業の振興では、

- ①野菜集出荷施設再編に伴うニラ共選料の農家負担の軽減を図ります。
- ②スマートアグリモデル整備計画や農業用ハウスの集約化などの検討協議を進めます。
- ③ニラの付加価値向上のため、茎下の有効活用の調査研究事業を実施します。
- ④農業担い手育成確保のため新規就農者受入体制を整備し、知内農業のPRに努めます。
- ⑤担い手養成講座への支援をはじめ、担い手人材育成のための支援をします。
- ⑥農地の多面的機能を維持保全するための、地域活動組織に支援をします。
- ⑦重内地区及び重内第二地区用水路等整備事業の受益者負担の軽減を図ります。
- ⑧国営土地改良事業の農家負担軽減対策について、関係機関・期成会と協議を進め、解決の方向性を見出します。
- ⑨「農業振興地域整備計画」の見直しを行い、優良農地の確保と有効利用を進めます。

#### 2) 林業及び林産業の振興では、

- ①町有林を対象に林齢の平準化・集約化・木質バイオマス資源の安定供給を図るため、現地実態（生育状況、地形等）を踏まえた中長期的な森林整備管理計画を策定します。
- ②森林資源保全のため間伐等の「町有林整備事業」を実施するとともに、民有林における人工造林や除間伐など森林整備に対し、町独自の上乘せ補助を継続実施します。
- ③林業就業者の確保のため、関係機関と連携しながら育成強化に努め、支援体制の構築や支援策について検討します。

- ④地域材の有効利用を促進するため、住宅建設等に対して「地域材活用住宅助成事業」を一部拡充し、継続実施します。
- ⑤地元スギ材の有効活用を積極的に進めるとともに、公共施設の暖房用エネルギーとして木質チップ等の木質バイオマスエネルギーの利用推進に努めます。
- ⑥地域材の付加価値向上のため、CLT（直交積層材）やLVL（単板積層材）の調査研究と活用を検討します。
- ⑦水源涵養や二酸化炭素の吸収源となる森林の保全のため「水源林造成事業」を実施します。
- ⑧有害鳥獣被害防止対策をより推進するため、新たにハンター資格を取得する者へ必要経費の助成をします。
- ⑨有害鳥獣被害防止のため捕獲奨励金の上乗せ補助を実施するとともに、エゾシカ被害対策会議の活動を支援します。

3) 漁業の振興では、

- ①漁業担い手育成確保のため、新規就漁支援（ものづくり産業振興事業）として給付金事業を継続実施します。
- ②ホヤ・ナマコの事業化に向け、種苗生産体制確立のための資源培養管理型漁業の振興を図ります。
- ③ウニ・アワビの種苗放流により、沿岸資源を増大し採貝漁業の推進を図ります。
- ④水産物処理加工施設の冷凍設備機器更新を支援し、冷凍加工事業の推進を図ります。
- ⑤涌元漁港漁具洗浄施設の電源改良を支援し、漁業者負担の軽減を図ります。
- ⑥「水産多面的機能発揮対策事業」で藻場保全活動を推進します。
- ⑦水産物のブランド化や消費拡大事業を支援します。
- ⑧小谷石漁港越波対策事業の早期完成に向け要望活動を継続します。
- ⑨魚礁や増殖礁設置事業などの水産基盤整備の促進を引き続き要望します。

2) 商工業の振興では、

- ①町内企業等の新分野進出や新商品開発、企業・商品価値向上、人材育成など地域産業振興と新規起業等への支援制度（ものづくり産業振興事業）を継続実施します。
- ②商業担い手育成確保のため新規就業支援制度（ものづくり産業振興事業）による給付金事業を継続実施します。
- ③地域特性を活かした企業誘致活動を進めるため、立地企業に対する支援制度（ものづくり産業振興事業）を継続実施します。
- ④更なる商工振興を図るため、商工会活動事業に対し、一部助成を実施します。
- ⑤都市における地域特産品PR事業として「地域資源利用魅力向上事業」を実施します。
- ⑥文化・スポーツ合宿誘致をはじめ交流人口の拡大により、商業振興を図ります。
- ⑦「サマーカーニバル」や「カキニラまつり」などイベント事業を支援します。

(2) 雇用を創出する

町の活力維持と人口減対策で最重要課題は、町内における雇用・労働の安定が不可欠であろうと考えます。とりわけ「若者の雇用対策」のため、企業誘致や町内既存企業の雇用拡大のほか新規起業への支援など、雇用の創出・拡充のための施策を積極的に展開して参ります。

- ①既存企業の育成、体質強化や起業、新分野進出などに、ものづくり産業振興事業の積極的な活用を推進します。

- ②町の特性（光ファイバー網、北海道新幹線、高規格道路）を活かした企業誘致活動を実施します。
- ③町と関係機関の連携による無料職業紹介事業の実施について検討します。
- ④季節労働者の雇用安定のための支援を行っていきます。
- ⑤関係機関と連携し、法定労働時間や最低賃金制度の周知徹底を図ります。
- ⑥新規高卒者等を採用する町内事業所への支援を引き続き実施します。

### （３）快適な暮らしの基盤をつくる

快適な生活環境インフラの整備は、人口定着の重要な要素であることから、住環境はもとより、水道の安定供給や下水道の普及促進、道路網の整備、循環型社会づくりの推進、便利な交通体系整備、そして情報通信の活用などの施策を展開して参ります。

- ①買い物や通院等の利便性向上の図るため、既存バス交通を補完する、デマンド交通を試験運行し、交通空白地域等に住む高齢者などの交通弱者が利用しやすい公共交通のあり方を検証します。
- ②安全な道路交通確保のため橋梁、町道の点検、補修と改築を計画的に実施します。また生活道路の整備助成も継続して実施します。
- ③町営住宅で快適に暮らせるよう設備の改修を計画的に行うとともに、建て替えについても検討します。
- ④「安全」「安心」な水道水を「安定的」に供給するため、水道施設の更新事業では耐震性を考慮しながら継続して実施するとともに、十分な水質の管理、合理的な水道事業経営に努めます。
- ⑤下水道、浄化槽の普及促進のため助成事業を継続して実施するとともに、安心な施設運営のため下水道施設を効率的に更新します。
- ⑥地域の森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの熱利用を継続するとともに、メガソーラー発電誘致や潮流発電候補地としての可能性など、低炭素地域づくりを積極的に推進します。
- ⑦「松前半島道路」の整備促進に向けた要請活動を強化します。
- ⑧「貨物新幹線構想」推進に向け、青函トンネル北海道側出入口としての地理的条件を生かすため、関係機関との情報交換や要請活動を実施します。
- ⑨河川環境、海岸防災、道路の安全対策等に係る単独要望活動を実施します。

### （４）暮らしの安全・安心を高める

町民が、安全に安心して生活するためには、あらゆる災害に対する備えや対策が重要であることから、防災や災害時の対応など体制の整備をするとともに、恵まれた自然環境の保全と環境に調和したまちづくりのための施策を進めます。また、高齢者等が安心して暮らせるよう生活環境の整備に努めて参ります。

- ①高齢者がより安心して暮らせる地域をつくるため、ICTを活用したタブレット型情報端末を試験導入し、双方向緊急通報システム、デマンド交通予約システムなどの試行運用を実施します。
- ②高齢者等の除雪サービス・屋根雪下ろし事業等を継続し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ③福祉灯油購入費助成等の低所得者への支援を継続します。
- ④高齢者等の見守り体制の充実を図ります。
- ⑤中の川、山栗川、外記川、森越川の河川改修工事、砂防工事の早期完成、さらには中の川地区の海岸侵食対策、高波対策についても要望します。

⑥町民の安全で安心できる暮らしを守るため、水源涵養機能の維持・増進として「水源林造成事業」を実施します。【再掲】

⑦消防水利確保のため、計画的に防火水槽や消火栓を整備します。

⑧自主防災組織等による防災訓練等の支援に努めます。

⑨交通安全運動や地域安全運動を住民総ぐるみ運動として展開します。

#### (5) 健康ではつらつと暮らす

健康で心豊かに暮らすことは、町民一人ひとりにとって最大の願いであります。高齢者や障がいを持っている方々が、地域で安心して生活できるように体制を強化するとともに、安定した国民健康保険事業の運営や地域医療体制の充実などの施策を進めて参ります。

①認知症高齢者及び家族を支えるため、「認知症サポーター」養成及び「認知症ケアパス（マニュアル）」を作成し、普及・啓蒙を図ります。

②介護予防を健康づくりと連続的・一体的に行い、健康寿命の延伸を図ります。

③第六期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備を行います。

④認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）整備等について検討をします。

⑤シニア世代が積極的に社会参加できるよう、ボランティア活動や就労の場について検討します。

⑥老人クラブ活動の支援や健康づくり・交流の場の提供に努めます。

⑦障がい者福祉サービス及び給付費事業の充実を図るとともに、障がい者雇用については、関係機関との連携のもと雇用の場の確保について検討します。

⑧住民健（検）診や各種予防接種の助成を継続するとともに、脳検診や高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業の受診・接種勧奨を進めます。

⑨国民健康保険会計の運営安定化のため、総合検診や特定健診の受診勧奨や医療費の適正化対策を進めます。

⑩診療体制の充実やドクターヘリ運行体制の安定化に努めて参ります。

#### (6) 心豊かに暮らす

学びを通じて町民一人ひとりが心豊かに、そして住民が主体的に地域づくりに参画できるように体制を整えるとともに、町民の健康づくりのため、皆スポーツを推進して参ります。また、時代の要請に応えうる資質・能力を育成する学校教育の充実を図り、知内高校の二間口維持のための施策の拡充と地域ぐるみで学校を支える仕組みを整備します。

①スポーツによる町民の健康づくりのため、町民プールをはじめ各スポーツ施設を活用した体力づくり教室を実施します。

②「チャレンジデー2016」の実施や「すこやかロード」の認定により、町民の皆スポーツに向けた取組みを進め、元気なまちづくりを目指します。

③学校と連携した地域学習組織づくりと学習の場づくりに努めるとともに、学びを通じた住民主体の地域づくりに努めます。

④町立知内高校の教育内容の充実とキャリアアップのため、2年生全員の海外研修や海外短期留学事業を実施し、西南渡島拠点校としての信頼性の向上に努めます。

⑤コミュニティ・スクールを中核とした、地域ぐるみの学校づくりを推進します。

#### (7) 文化を高め、歴史を伝える

町民の芸術文化に対する意識が、町の民度を推し測る要素であるといわれ、芸術鑑賞機会の拡充や自主的な文化活動に対する支援はもとより、先人から引き継いだ貴重な文化財の保存伝承を積極的に推進して参ります。

①中央公民館や郷土資料館での、各種教室・講座の充実を図り、町民の主体的な学習活動を支援するとともに、町民の読書環境の充実にも努めて参ります。

②郷土資料や過去の映像など、有形無形の貴重な文化財資料を整理活用しての郷土史学習を開催するとともに、郷土資料館の建替えについても検討します。

#### (8) みんなでまちづくりを進める

これからのまちづくりは、これまでも増して、住民相互の連帯と一人ひとりの意志に基づいた自主的なまちづくりが求められます。しかしながら、若年人口の減少や女性の就労に伴い、まちづくりの担い手の確保が求められることから、地域づくり研修等により、若者や女性の育成と団体間連携を支援します。

①まちづくり意識の啓発に向けた講演会を開催するとともに、各団体等が実施する、まちづくり研修会開催を支援します。

②矢越山荘での地域づくり事業や各種の研修活動を支援するとともに、北海道教育大学函館校による「小谷石再生プロジェクト」を支援します。

③学校と地域が一体となつての湯ノ里ゆめ大学の活動を支援して参ります。

#### (9) 地域と行政の連携を深める

まちづくりは、行政と住民が信頼できるパートナーとして、お互いが役割を担いながら協力しあうことが基本であることから、住民に対して情報発信を積極的に行うとともに、地域住民や町民団体との交流や意見交換を通じて、住民参加による協働のまちづくりを進めて参ります。

①まちづくり懇談会、ふれあい懇話会を継続開催します。

②まちづくり移動町長室を継続開催します。

③異業種青年団体や子育て世代の方々との意見交換・懇談会を継続開催します。

④町内会が自主的に行うコミュニティ活動を支援します。

#### (10) 信頼される行政を進める

行政が住民から信頼されるためには、迅速かつ正確で、質の高い行政サービスを提供できる体制を整えることが必要であり、事務の簡素化、効率化に努めつつ、職員の資質の向上とまちづくり意識の高揚を図るとともに、住民ニーズや行政課題が多様化・広域化していることに鑑み、行政間の広域連携を積極的に進めて参ります。

①事務の効率化を図るため、組織・機構の見直しを行います。

②情報セキュリティ対策の高度化を図ります。

③人事評価制度の導入により、職員の資質向上・意識改革を図ります。

④行政資源の効果的運用を図るため、新地方公会計制度を導入します。

⑤公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正な維持管理に努めます。

第2に、「まちへ新しい人の流れをつくる」であります。

#### (1) 移住者を温かく迎え、まちづくりの仲間をつくる・増やす

町の活力維持には、定住促進が最重要課題であります。他地域からの移住受入を進めることによって、新しいまちづくりや地域産業の担い手として大きな期待ができることから、移住促進のための施策を積極的に推進するとともに、知内町版C C R Cの推進体制も整備して参ります。

①元町定住団地に整備したセミオーダー住宅のモデル住宅を活用して、町への移住を促進します。

②知内版C C R Cを核として、新たな時代に対応したまちづくりのマスタープランの策定と併せて公共施設の集約化を図り、住民の利便性の向上、コンパクトなまちづく

りを進めます。

- ③移住・定住・福祉・買い物・交通等多岐にわたる分野の移住等情報需要に対し、一元的な情報提供・相談サービス体制を構築し円滑な移住等の受入を進めます。
- ④空き家の現状把握・分析を行い、データベース化・空き家バンクを構築し有効利用に努めます。

第3に、「まちの資源を生かして賑わいをつくる」であります。

#### (1) まちの資源を生かした観光を育てる

本年3月に、北海道新幹線が開業し、また、高規格道路の延伸など高速交通体系の整備により、これまでも増して交流人口の増大が期待され、とりわけ、都市住民との交流拡大の好機と捉え、本町の地域資源を最大限活用した観光振興を積極的に進めて参ります。

- ①物産館のリニューアルと北海道新幹線展望塔の整備により「道の駅しりうち」の魅力向上を図るとともに、「かき小屋知内番屋」を活用した食のPRと特産品販売を促進します。
- ②町サイトのリニューアルにより観光PR体制を強化するとともに、町を紹介しているサイト間の連携強化に向け、産業団体・組織とのインターネット連携会議を開催します。
- ③本町を訪れる方々に知内の観光スポットが一目で分かるよう、観光案内看板を町内各所に設置します。
- ④旧牧場跡地の環境、景観を活用した公園整備の検討を進めます。
- ⑤「矢越山荘」を拠点に、小谷石地域の観光資源、人的資源を活かした自然体験活動や研修事業、交流事業を進め、地域の活性化と観光振興を図ります。
- ⑥豊かな自然環境などの地域資源を最大限に活用した知内版体験教育型観光プログラム開発とツアーの継続実施により、地域活性化と交流人口の増大に努めます。
- ⑦観光事業の推進に向けた組織体制の構築（日本版DMO）を検討します。
- ⑧さらなる観光振興を図るため、観光協会活動事業に対し助成を実施します。

#### (2) 多様な交流を広め・深める

本町では、これまでも児童生徒の各種交流や産業団体の先進地視察、各世代間や地域間の交流のほか国際交流にも取り組んできたところではありますが、まちづくりや人材育成のため、国際化対応や都市住民との交流機会を拡充するとともに、スポーツ交流を積極的に推進し、合宿の里づくりを目指します。

- ①各種スポーツ大会の開催誘致・スポーツ合宿による町の活性化に努めるとともに、合宿の里づくりを推進するため、新たに合宿受入事業者に対する助成制度を実施します。
- ②冬季スポーツの振興とスキー人口拡大のため、町営スキー場に圧雪車を導入します。
- ③各団体との連携により、各種文化・スポーツ交流事業を実施して、交流人口の増加を目指します。
- ④ふるさと創生補助事業で町民が自主的に行う各種の交流活動を支援します。
- ⑤今別町との交流活動を支援します。
- ⑥知内高校生2年生全員の海外研修に係る費用の一部助成を実施します。【再掲】
- ⑦知内高校生の海外留学、知内中学校生徒の語学研修事業を実施します。【再掲】
- ⑧「矢越山荘」を活用した各種の交流活動を展開します。【再掲】
- ⑨水産物のブランド化や消費拡大を目的に、都市圏の団体を招いて料理講習会「浜の母さんと語ろう会」を当町で開催します。【再掲】



⑩旧牧場跡地の環境、景観を活用した公園整備の検討を進め、都市住民との交流拡大を目指します。【再掲】

第4に、「まちで結婚・出産・子育ての希望をかなえる」であります。

本町においても、少子化は予想を上回る勢いで進行しており、町を維持する観点からは予断を許さない状況にあります。出生数の減少は、未婚率や婚姻年齢の上昇、育児や子育ての負担なども影響していることから、結婚・出産・子育ての支援施策を拡充して、子育てがしやすい町、子育てが楽しい町、子どもが健やかに育つまちづくりを推進します。

(1) 結婚・出産・子育て支援のしくみをつくる

- ①産業青年団体等による婚活イベントの開催を支援するとともに、結婚相談体制を構築します。
- ②妊婦健診の助成を継続するとともに新たに通院費の助成を実施します。
- ③育児安心事業（育児支援、相談、精神的フォロー）として産後1ヶ月以内に全戸訪問を実施するとともに、乳幼児健診をはじめ五歳児健診100%受診を目指します。
- ④乳幼児を持つ親を対象に、小児科医による子育て講座を実施します。
- ⑤乳幼児を対象とする定期予防接種の接種勧奨をするとともに、各種予防接種の助成を実施します。子宮頸がんワクチン接種は、国の動向や情報の収集に努めます。
- ⑥子どもの年齢に応じた、子どもの遊び場や遊具を整備し、安全に安心して子育てができる環境を整えます。
- ⑦のびのび教室、離乳食教室、食育教室、すこやか教室など育児教室を開催するとともに、子どもと保護者が交流を通じて子育ての情報交換ができる「子育てサロンや育児サークル支援」を実施します。
- ⑧中学生までの医療費を無料とする子ども医療費助成制度を継続実施するとともに、B型肝炎・おたふく・ロタウイルス予防接種費用助成を継続します。
- ⑨フッ化物洗口、フッ素塗布を継続実施し、虫歯保有率の低下を目指します。
- ⑩子ども発達支援センターの充実を図ります。
- ⑪保育料の保護者負担の軽減措置を拡充実施するとともに、保護者のニーズに対応した延長保育、一時預かり保育の体制整備を検討します。
- ⑫知内幼稚園の改築について検討をするるとともに、認定子ども園の開設について関係機関との協議を継続します。
- ⑬学童保育事業を継続実施するとともに一層の充実を図ります。
- ⑭湯の里・ハマナス・漁家団地空家居住促進事業で湯ノ里・涌元小学校児童同居世帯への家賃助成事業を継続実施します。

#### IV むすび

本町には、これまで多くの先人が築き上げてきた長い歴史と他に誇りうる資源があります。そして、まちづくりを担う素晴らしい人財という財産があります。

私に課せられた使命は、本町のあらゆる財産を最大限に活用し、町を持続・発展させ、町民皆様が幸せを実感できる町にすることです。

私は、町民一人ひとりがふるさと「知内町」を誇り、いつまでも住み続ける町にしているために、職員と一丸となって歩んで行く覚悟であります。

町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

これで行政執行方針を終わります。

お諮りします。本日の会議時間を日程第10、『平成28年度知内町教育行政執行方針について』を終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、延長することに決定しました。

---

## ● 平成28年度知内町教育行政執行方針について

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第18、『平成28年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。  
教育長から説明願います。

### ◎ 教 育 長 (田中健一)

平成28年知内町議会第1回定例会の開会にあたり、知内町教育委員会所管行政の執行に関する方針を申し上げます。

今日、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口が減少し続ける少子高齢化、また、グローバル化の進展に伴い、物、情報の国境を越えた流通が進んでいます。こうした厳しい時代を生きる子どもたちは、自らの手で人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められています。このため、子どもたちが十分な知識や技能を身に付け、主体性を持って多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が急務となっています。こうした状況の中、昨年度は、コミュニティ・スクール事業の継続、子どもの学力、体力・運動能力向上の取組み、ICT環境の整備促進、学校と保育所の複合化、国際理解教育の新たな展開に向けた準備、キャリア教育実践化に向けた取組みなどの施策に取組みました。

一方、社会教育・スポーツ振興に関しては、町民プール活用事業、第2次知内町子供読書活動推進計画策定、図書室の改造と利用促進、知内町郷土資料館事業、コミュニティスクール・放課後子ども教室を通じての学校支援活動など地域活性化や文化・スポーツ交流などの事業展開を進めてまいりました。

#### 1. 基本的な考え方

「第2次知内町学校教育中期推進計画」「第7次知内町社会教育中期計画」を策定しました。学校教育においては、次の2点を重視します。

- ① 児童生徒が生きていく時代を見越し、そこで生きていくために必要な資質・能力を確実に育てていく教育活動を展開する。
- ② 多様な人々と関わり、多様な経験を重ねることは、児童生徒の自信を育み、心を育てると確信し、学校・家庭・地域総がかりでの教育活動を進めていく。

社会教育では、次の視点を確立します。

- ① 地域コミュニティが変化していることへの対応と地域社会を担う人材を育成する。
- ② 大学・民間団体等との連携・協働の推進を目指した事業展開を進める。

#### 2. 教育委員会の充実に向けて

教育委員会においては、責任体制の明確化や体制の充実を図り、教育行政の中心的な担い手としてその役割を発揮していくことが求められています。そのため、教育総合会議を踏まえ、学校及び保護者・地域との意思疎通及び連携を一層進め、個々の教育行政施策の達成状況を評価・修正・実行するサイクルで検証します。

また、校長会、各学校運営協議会等と連携し、保護者・地域の期待・要望を的確に捉え、

柔軟な発想による幅広い議論の場を設けてまいります。

### 3. 学校教育の充実

#### (1) 第2次知内町学校教育中期推進計画の推進

平成28年度より、5ヵ年計画で3つの基本目標と20の基本施策に取り組めます。また、業績評価指標と知内町教育スタンダードを設定することで、数値目標による評価・改善が図られます。

#### 目標1 新しい時代に必要となる資質・能力を育成する学校教育を創出する

- ①基礎的な知識・技能を習得するとともに、主体的・協働的に学ぶ学習を充実します。  
各教科の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動を計画的に取入れるよう工夫します。更に、基礎的・基本的な知識の習得と主体的・協働的な学びが相互に関連した授業改善を進めます。
- ②多様性を尊重するとともに、他者と協働するためのコミュニケーション、チームワークの能力を伸ばすため、学習方法等の改善を進めます。  
互いの考えや気持ちを認め合い、協力し合うより良い人間関係を形成しながら、自己を成長させていくコミュニケーション能力の育成のため、相手の話を聴く姿勢を育てることを最重要課題とします。
- ③優しさ、思いやり等、豊かな人間性を育む教育の具体化を図ります。  
社会生活を送る上で必要な、規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやりなどの道徳性を高めるとともに主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てる道徳教育の充実を図ります。
- ④運動習慣を身に付け、体力・運動能力向上のための実践的取組みを進めます。  
幼児・児童生徒に運動や外遊び、スポーツの楽しさを実感させ、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図るため、学校・家庭・地域が連携した取組みの充実を図ります。更に、児童生徒の体力・運動能力を平成元年調査結果より高めることを目標とします。
- ⑤インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別支援教育を着実に進めます。  
障がいのある幼児・児童生徒が、自立や社会参加を目指して、心豊かに逞しく育つことができるよう、保護者・地域の理解を深めながら、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育の充実を図ります。
- ⑥発達段階に応じた体系的なキャリア教育の具体化を図ります。  
幼児・児童生徒を巡る課題として、勤労観・職業観の未熟さ、社会人としての基礎的・基本的な資質・能力の不十分さが指摘されています。これらのことを踏まえ、発達段階に応じて学校教育活動全体を通じた計画的・組織的キャリア教育を推進します。
- ⑦知内高等学校の質の確保と信頼性の向上を図ります。  
平成26年度よりコミュニティスクールに指定し、学校運営協議会委員による多様な意見を生かした学校経営が進められています。西南渡島の拠点校として家庭や地域の期待と信頼に応える学校にふさわしい品格と社会貢献度を高めていく取組みを進めます。また、海外研修旅行並びに海外短期留学実施初年度となり、安全配慮を重視し、生徒一人一人のキャリア向上につながる事業として万全の体制で臨みます。
- ⑧幼児教育の特性を踏まえ、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。  
幼児教育は基本的生活習慣の自立する時期であり、人間形成の基盤をつくる重要な時期です。そのため、発達を促す好ましい経験を積み重ねることが何より望まれます。同時に、小学校との円滑な接続をしていくために計画的・組織的な取組みを進めます。また、少子化の現状から幼保一体化の検討を進め、現在の教育水準を落とさない教育

環境の整備に努めます。

- ⑨学校図書館の活用等、読書環境の整備を計画的に進めながら、子どもが読書に親しむ活動を進めます。

平成27年度に策定した「第2次知内町子供読書活動推進計画」を踏まえながら、学校・家庭・地域が一体となって、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組めます。

#### 目標2 よりよい学びのために学習活動を支える体制を整える

- ①新課題に対応した研修体制を整え、計画的な実践を積み上げます。

アクティブ・ラーニングやICTの活用、外国語教育の拡大、道徳教育などの新課題改善に向け、教職員の資質・力量の向上に向けた取組みを重ねてまいります。

- ②学校間連携、設置する協議会等、学校の教育力・組織力の向上を目指す取組みを評価・検証し、実態にあった整備を進めます。

学校規模の違い、小学校以外1校編成の環境で、複雑化・困難化している教育課題に対処するため「チーム知内」の発想が求められます。教職員の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして、幼児・児童生徒に必要な資質・能力を確実に身に付けさせる教育体制を整えます。

- ③いじめ防止等、きめ細かな生徒指導対応を支援する取組みを計画的に進めます。

「心の教室相談員」の配置、いじめ調査の実施、スマホ等の使用に関する学校での約束作り、ソーシャルスキル講座、ハイパーQ Uによる学級満足度調査などを通じて、いじめ等の未然防止に取り組んでいます。学校生活が全ての幼児・児童生徒にとって有意義で充実した機会となるように家庭・地域・関係機関と連携した生徒指導・教育相談の充実に取り組めます。

- ④小中高等学校を通じた英語教育のための先導的な取組みを継続します。

多様性を尊重する態度や他者と協働するためのコミュニケーション能力の育成が求められています。小学校での外国語授業では、「何のために外国語を学ぶのか」を自覚した教育展開、中学校では、国際理解教育で多様な文化等に直接接する機会を充実させ、共生社会実現の素地を養うことが何より大事です。更に、知内高校での海外研修等を通じ、広い視野や国際協調の精神を養うことを重視した取組みを進めます。

- ⑤日常的な点検を生かした防災・防犯のための取組み、安全安心な学校給食の配食に取り組めます。

子どもが交通事故や犯罪被害、自然災害等の危険から身を守ることができるよう、安全に必要な知識や的確な判断・行動を取ることができる危険対応能力の育成を図ります。また、栄養教諭による「食育」を進めるとともに、安心で安全な学校給食を提供するため、衛生管理の徹底を図ります。

#### 目標3 地域ぐるみで学校を支える仕組みを充実します

- ①コミュニティ・スクールを中核とした、地域と共に在る学校づくりを進めます。

平成26年度より試行的に指定した取組みが大きな成果をもたらしてくれました。この成果から学校と地域が一体となって子どもたちを育てていく観点から、全校指定とします。保護者や地域と目標を共有し、連携・協働体制を一層充実していきます。

- ②学校・家庭・地域の連携事業を促進し、互いに学びあう機会の拡充に努めます。また、地域を題材とした学習プログラムの開発を進めます。

地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、防災体制、放課後事業等を通じながら地域全体の活性化に

に向けた取組みを進めます。また、地域独自の学習として郷土資料館、大学、関係機関等との連携を充実させます。

- ③子どもたちが提案する「町おこし、地域おこし策」を生かし、地域課題の解決に向けて学校・子どもたちが積極的に貢献する機会を見いだします。

知内町の小中学生は、地域行事には参加しているものの、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」との回答は、約半数程度です。また、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えたことはあるか」この問いに、小6の40%、中3の15%が「はい」と回答をしていることより、知内町の子どもたちの地域等への関心を育てる取組みとして、子どもによる地域活性化方策の企画・立案を促し、将来の担い手としての力量を育てる取組みを見いだします。

- ④生活習慣・読書活動等子どもたちが健康・健全に暮らしていくための習慣づくりを家庭と一体となって進めます。

核家族化、少子化等の家庭を取り巻く環境の変化で、親の育児不安の広がりやしつけへの自信喪失、児童虐待など家庭の教育力の低下が問題となっています。そのため、家庭教育に関する情報提供の充実、PTA連合会と連携した家庭教育への啓蒙活動を進めます。

#### 4、社会教育の充実

社会教育は、生涯学習を進める上で中心的な役割を果たし、様々な社会的課題の解決に大きな力を発揮してきました。時代が大きく変革する現在、生涯学習社会を実現し、新しい時代に対応した社会づくりを進めることが求められています。そのために次の取組みを実施します。

- ①町民の生涯学習活動を活発化するための推進体制を充実します。

学習成果を活用・発表できる場を提供し学習指導者を養成します。また、老朽化した施設や備品等の修繕・更新を行い、様々な学習ニーズに対応できる体制を整備します。

- ②子どもを健やかに育むために親が主体的に学び、地域が支える幼児家庭教育の支援を進めます。

家庭教育に関する情報提供と相談体制の確立を図りながら、幼児をもつ親を対象にした学習機会の提供、子育ての悩みを語り合える場を設定します。具体的には、育児教室やおたのしみ図書館、ブックスタートなどの事業を進めます。

- ③地域性を活かしながら豊かな心と逞しい身体をもった青少年を育成します。

学校・家庭・地域・行政が一体となり、地域における読書活動、ふれあいを深める各種ボランティア活動、子ども同士の交流等の社会参加活動、自主的な活動を進める青少年団体を支援する事業を展開します。また、コミュニティ・スクールや放課後子ども教室などを通じて社会教育が学校教育の支援を行うことも期待されています。

- ④主体的に学び、生きがいのある生活を創造し、豊かな地域づくりに貢献する成人への支援をします。

成人期の学習は、生活の向上、職業上の能力向上、自己の充実を目指して行われるものです。そこで、時代に対応し生活に密着した各種講座の開設や自己教育力を高めるための学習機会の充実、各種女性団体におけるボランティア活動への参加や働く女性のための学習機会等、成人教育の充実を図っていきます。

- ⑤生きがいと自立心をもって社会に参加する高齢者活動の促進を図ります。

高齢期の学習は、心身ともに健康で豊かな老後を送るために知識を得ると同時に、高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を若い世代に役立てていくことが大切です。知

内みらい大学や老人クラブの活動を中心に多くの高齢者が学習活動に進んで取り組んでいけるように支援します。

- ⑥優れた自然環境、独自の歴史から地域文化を創造・発展させ、町民一人一人が心の豊かさを実感できる活動に取り組めます。

知内町では文化団体連絡協議会を中心に、創作や舞踊等の活動を行っています。一方で、新規加入団体はあるものの加盟団体の数は減少し、また会員が高齢化・減少している団体が多く、長期的な視点で活動の継続を図る必要があります。

読書活動では、新たに第2次知内町子供読書活動推進計画を策定し、積極的な読書習慣づけの取組みが整っています。また、図書室の展示の工夫や読書まつり等の事業を継続し、読書環境の充実に努めます。

知内町郷土資料館では、資料の収集・保存、調査研究、展示、教育普及などの役割を担っています。町民の郷土学習、外部研究者等への情報提供も担っており、町内外より高い評価を得ています。今年度は、「知内学」や「ふるさと講座」「ミュージアム・パル」などの事業を継続して実施します。

また、学校教育と連携し、郷土資料館活用実践を広げ、子どもたちの郷土愛を育む取組みの充実に努めます。

知内町文化交流センター活動では、将来の活用について多様な観点から検討し、知内町の財産として町民の要請に応えていけるような方向性を見いだしてまいります。

文化財は郷土の歴史や文化を受け継ぎ、将来に向けて発展させていくための礎となるものです。これらの情報を整理、活用しながら町民一人一人が文化財に対する意識を高めていけるよう努力してまいります。

## 5 生涯スポーツの振興

多くの町民が生涯に渡って心身ともに健康で生きがいと喜びのある生活を望んでおり、社会体育への関心が高まっています。スポーツは健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて行われる仲間との連帯感や協調性は、よりよい地域社会形成の基礎となるものです。知内町では、体育施設の充実と町民各位の支援により、スポーツ合宿誘致やスポーツ交流等、数多くの人々が知内町に足を運んでいます。

今年度は、次の6点に重点を置き取り組んでまいります。

- ①各種スポーツ大会の開催誘致・スポーツ合宿による町の活性化に努めます。
- ②四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、施設の整備と有効活用を進めます。
- ③スポーツ少年団指導者研修会やスポーツ少年団大会などを開催し、競技人口の底辺拡大を図りながら競技力の向上を目指します。
- ④第1町民プールを活用した各種水泳・運動教室の開催期間を昨年度より延ばした事業計画を立てます。
- ⑤様々なスポーツ交流を図り、各団体との連携を強化して他市町村も含めた中で交流人口の増加を目指します。
- ⑥スポーツ活動の充実を図るため、北海道体力向上総合実践を活用したプログラムの充実や研修活動の充実に努め学校教育活動と連動した取組みを進めます。

## 6. むすびにあたって

平成28年度は、新たな教育計画に基づく教育行政推進の初年度です。

目標を共有し、各関係機関が一体となった教育実践となるよう取り組んでまいります。

平成28年度知内町教育行政執行にあたり、町民各位、議会議員各位のご理解とご協

力を心からお願い申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政執行方針を終わります。

---

● 散会宣言

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会致します。どうもご苦勞様でした。

（ 散会 午後 5時00分 ）